令和６年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の状況

令和６年度の包括外部監査の結果に基づいて講じた措置については、以下のとおりです。

【知事部局】　（単位：件）

特定の事件（テーマ）	監査結果 A		措置済 B	**今回措置を講じたもの C**	措置済でないもの A－B－C
岐阜県の高齢者介護に関する事業	指摘	８９	７２	１７	０
	意見	９２	６０	２９	３

令和６年度包括外部監査結果に基づく措置状況【テーマ：岐阜県の高齢者介護に関する事業】

指摘	…違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの
意見	…違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの

テーマ：岐阜県の高齢者介護に関する事業【指摘８９、意見９２】

No.	章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
1	第２章	40	指摘	【事業実績報告】 収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。	措置済	令和7年度	収受印を押印するよう既に改善した。	高齢福祉課
2	第２章	44	指摘	【事業実績報告】 収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。	措置済	令和7年度	収受印を押印するよう既に改善した。	高齢福祉課
3	第２章	45	指摘	【事業実績報告（提出期限）】 国の対応の遅れが原因であったとしても、交付要綱を見直すべきである。	措置済	令和7年度	「岐阜県重層的支援体制整備事業交付金交付要綱」の実績報告に係る規定を改正し、令和６年度分の交付金から適用した。	地域福祉課
4	第３章	49	意見	【運営指導の方法等の統一】 運営指導は、介護保険事業が適切に運営されるための重要な手続であり、各地域で指導の内容に差異があることは望ましいことではなく、より効率のよい指導のあり方や指導方法について検討を要する内容について等、情報交換をすることが各県事務所等にとっても有益な取り組みとなると考えられる。各県事務所等の要望等も踏まえた上で、意見交換を行い必要な範囲で方法等を統一化するのが望ましい。	措置済	令和8年度	運営指導結果の基準としては、国の運営指導マニュアルとおりとし、「文書指導（文書指摘）、口頭指導（口頭指摘）、助言」を行うことを徹底する。また、指導方法に関する協議すべき事項や共有すべき事項について、県事務所介護保険担当者会議意見交換を行い、情報の共有及び指導方法の統一化を推進する。（実施方法は、5のとおり）	高齢福祉課
5	第３章	50	意見	【県事務所等内部の共有】 各地の運営指導の内容が、他の地域の運営指導でも役立つことがあると考える。利用者等から徴収することができる日常生活費の該当性判断などは、具体的事例に則して理解することで、統一的な解釈にも繋がることから意見交換会や事例紹介などの適宜の方法を用いて県全体で情報を共有することが望ましい。	措置済	令和7年度	県事務所介護保険担当者会議を定期的に開催し、指導方法に関する協議すべき事項や共有すべき事項について意見交換を行い、情報の共有及び指導方法の統一化を推進する。 具体的には、高齢福祉課より担当者会議開催前に県事務所等に協議事項等を照会するとともに、協議事項等についての各県事務所等の意見を求める。 それを取りまとめ、担当者会議に諮り、意見交換、共有等を行う。	高齢福祉課
6	第３章	50	意見	【資料の保管期限】 介護保険の運営指導の記録については、実際に運営指導を行う際に前回資料を確認することができるよう、少なくとも電磁的記録については保存期間を10年以上の期間に定めるなど、県全体で統一的な運用を行うことが望ましい。	措置済	令和7年度	運営指導を原則として指定又は許可の有効期間内（6年）に少なくとも1回以上行うこととされていることから、運営指導の記録については、前回の指導状況が確認できる10年の保存期間とし、統一的な運用とする。	高齢福祉課
7	第３章	51	意見	【後見制度の利用に関する案内】 意思能力において「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」である場合には、後見制度を利用することで、本人に代わって契約等を行うことができる。高齢者の権利擁護のため、家族等の有無や家族等との関係性を考慮し、本人の意思確認がなされたか不明の場合には家族等に対して後見制度の利用を促すよう、老人福祉施設に助言することが望ましい。	措置済	令和7年度	成年後見制度の利用促進に向けて、制度を所管する地域福祉課と連携し、例年1月に開催する集団指導等の機会を活用して施設関係者に対する成年後見制度の理解促進を図る。	高齢福祉課

No.	章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
8	第３章	52	意見	【事業費の名称】 　名称に「指導監査実施」という文言を入れるなど、集団指導、実地指導、監査の実施という具体的な事業目的に即した名称に変更することが望ましい。	措置済	令和7年度	令和８年度当初予算での事業費の名称において、指導監査等の事業目的に即した名称変更を検討し、要求を行う。	高齢福祉課
9	第３章	55	指摘	【運営指導の頻度】 　コロナ禍による遅れがあることがあったとしても、指定有効期間内に１度も指導が行われていない状況は認められない。その原因については、人員不足といった体制整備の問題も含まれていると考えられるところであり、先ずは、現状の遅れを速やかに取り戻すべく、遅れの原因を正確に把握し、適切な体制を整えて、運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後漏れがないよう運営指導の実施状況のエクセルデータを適切に活用すべきである。	措置済	令和7年度	運営指導の実施状況のエクセルデータに、指定有効期限が入っていなかったため、指定有効期限を入力した。 　令和７年度は、このエクセルデータをもとに運営指導の計画を立案済で、今後も指定有効期間内に少なくとも１回以上は運営指導を実施できるよう管理していく。 　また、同計画において、平成30年度から令和５年度までの間に未実施で今年度も実施できなかった４事業所も含め、令和７年度中に実施することとしている。	岐阜地域福祉事務所
10	第３章	55	意見	【運営指導の方法】 　指摘事項については、文書指導と口頭指導の区別が明確ではなく、過去の実績を踏まえて判断が行われているが、他の地域との指導の平等を維持することが均質な指導を実現でき指導される側も対応が行いやすいものと考える。文書指導や口頭指導の区別の基準を明確にして対応を行い、これまでの判断の事例等を整理して他の事例の参考にすることが望ましい。	措置済	令和7年度	運営指導の指摘等の基準については、国のマニュアルを踏まえて、法令、基準、通知、告知、条例、規則等に規定した事項に違反している場合を文書指導の対象とするが、その程度が軽微である場合、又はその違反について、文書指導を行わなくても改善が見込まれる場合には口頭指導とすること、更に法令、基準、通知、告知、条例、規則等に規定した事項に違反はないが、今後も違反のないよう、適正な運営に資するものと考える場合は、助言を行うことを徹底する。	岐阜地域福祉事務所
11	第３章	56	意見	【指導方法】 　文書指導にあたって必要なマニュアル等が作成されていない事業者に対して作成を指導する場合は、手本となるマニュアル等を示して対応を求めるのが望ましい。	措置済	令和8年度	今後、運営指導を実施する中で、他の模範となるマニュアル例を収集し、指導時に示せるようにする。	岐阜地域福祉事務所
12	第３章	56	意見	【指導書の記録】 　文書指導事項以外の、口頭による助言については、今後の運営指導において、助言を与えた事項の改善が図られているかどうかも、後日の指導の参考になることから、手書きのメモ以外に、運営指導結果の記録として明確に記録するのが望ましい。	措置済	令和8年度	口頭指導についても運営指導結果として記録を作成し、次回の運営指導時に改善状況を確認できるようにする。	岐阜地域福祉事務所
13	第３章	57	指摘	【過大徴収への指導】 　これまで行ってきた費用徴収が、本来的に介護報酬に含まれていたのであれば、施設利用者は、本来負担する必要の無い費用を負担させられていたのであり、少額であったとしても利用者にとっては重大な損失である。 　介護報酬において過失であっても不正請求においては、返還を求めることとなることと同じく、施設に対しては、必要以上に徴収した利用料の返還を指導すべきである。	措置済	令和8年度	介護報酬外の利用料は、介護報酬とは異なり、施設と利用者間の同意により徴収されるものであるが、不適切な取扱いが認められた場合には、返還等の対応を図るよう指導する。	岐阜地域福祉事務所
14	第３章	58	指摘	【受講の確認】 　集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は、介護保険事業者に対して適切な行政指導を行う機会であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を行うべきである。	措置済	令和7年度	県内全県事務所において、令和６年度から集団指導は、視聴報告が必須である旨を開催通知やＨＰに明記し、アンケート入力についても事業所の個別の受講確認ができるフォーマットに改良した。また、令和７年１月に上記にかかる案内通知を発出後、事務所に電話等のあった事業所には集団指導の受講を促しており、同年２月には管内事業所にリマインドメールを送付するなど、受講を促すとともに、未受講の事業所を把握することとしているため改善報告とする。	岐阜地域福祉事務所

No.	章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
15	第３章	59	指摘	【通報記録】 　通報に対する対応記録は、通報から速やかに適切な対応が行われたかを確認するための重要な行政文書であるところ、正確な年月日の記載は、過去の対応を記録する上では重要な記載事項である。通報に対する対応文書については、年の記載等正確な記載をするとともに、決裁を行っている場合は、決裁年月日を表示すべきである。	措置済	令和8年度	通報に対する対応文書に年月日を適切に記載するとともに、決裁を行っている場合は決裁年月日を記載する。	岐阜地域福祉事務所
16	第３章	59	指摘	【後見制度利用に対する指導】 　認知症の程度によっては、そもそもの処遇計画の意味すら理解できないおそれがあり、このような状況下において、仮に親族が同意したとしても、本人の同意を裏付けることにはならず、事実上、利用者の意思を無視した施設利用となる可能性すら存在する。意思能力において「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」である場合には、後見制度を利用することで、本人に代わって契約等を行うことができることから、本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の後見制度の利用の状況や施設の後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。	措置済	令和7年度	指導監査等において、本人の意思能力に疑問を抱かざるを得ない情報を得た場合は、サービス内容等に関する本人の同意の有無について慎重に判断を行い、必要に応じて市町村等の成年後見制度相談窓口の案内などを行う。	岐阜地域福祉事務所
17	第３章	60	指摘	【指導監査結果報告書の作成】 　指導監査結果報告書については、口頭指導の結果も含めた重要な記録であることから、指導監査を行った以上、記録として残すべきである。	措置済	令和8年度	指導結果報告書の作成漏れがないよう、指導監査、運営指導の進行管理表を作成し、係長が管理していく。	岐阜地域福祉事務所
18	第３章	63	指摘	【運営指導の頻度】 　計画的な指導ができなかったのは、運営指導の状況については、データで整理しているものの、指定有効期間内に１度の頻度で実施ができているかの確認が適切に行われていなかったことが原因であったと考えられる。コロナ禍による運営指導の遅れや人員不足の問題があったとしても、指定有効期間内に１度も指導が行われていない状況は認められないことから、運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後漏れがないよう運営指導の実施状況のエクセルデータを適切に活用すべきである。	措置済	令和7年度	指定有効期間を反映した実施状況のデータについてはすでに整備済みである。 　今後は随時データを更新し、これを活用して事業所選定を行うことで、指定有効期間内に適正な運営指導を実施する。	西濃県事務所
19	第３章	64	意見	【調査方法】 　運営指導において確認できなかった事項のうち、各種マニュアルの記載内容によっては文書指導や口頭指導の対象になるおそれがあることから、早期の改善を図るべく、次回の運営指導で確認するのではなく、データ復旧後、速やかに電磁的記録の確認が行われることが望ましい。	措置済	令和7年度	運営指導時に未確認であった各種マニュアルについては、当該事業者に報告を求め、令和7年3月に各種マニュアルが整備されていることを確認した。	西濃県事務所

No.	章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
20	第３章	64	指摘	【受講の確認】 　集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は、介護保険事業者に対して適切な行政指導を行う機会であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を行うべきである。	措置済	令和7年度	県内全県事務所において、令和６年度から集団指導は、視聴報告が必須である旨を開催通知やＨＰに明記し、アンケート入力についても事業所の個別の受講確認ができるフォーマットに改良した。また、令和７年１月に上記にかかる案内通知を発出後、事務所に電話等のあった事業所には集団指導の受講を促しており、同年２月には管内事業所にリマインドメールを送付するなど、受講を促すとともに、未受講の事業所を把握することとしているため改善報告とする。	西濃県事務所
21	第３章	65	意見	【保管期限】 　運営指導は、多くの介護事業所が６年に１回を前提に行う以上、前回の指導状況を確認するためにも保存期間を５年よりも長期に定めることが望ましい。	措置済	令和7年度	運営指導の記録については、前回の指導状況が確認できる10年の保存期間とし、統一的な運用とする。	西濃県事務所
22	第３章	68	意見	【運営指導の頻度】 　指定有効期間内の運営指導を実施は出来ていたとしても、６年以上もの間、指導が行われないことは適切な指導監督の観点から望ましい状況ではない。運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後、感染症の感染拡大を理由に運営指導の実施を自粛し、これにより６年に１度の頻度で運営指導が実施できないおそれが生じた場合は、１年間に行う予定の運営指導の件数を増やすなど計画を立て、６年に１度の頻度で運営指導が実施できるようにするのが望ましい。	措置済	令和7年度	６年の間に実施できていない事業所が１箇所あったが、令和６年度に実施し、対応済みである。	揖斐県事務所
23	第３章	69	意見	【運営指導の方法】 　文書指導と口頭指導の区別が明確ではなく、過去の実績を踏まえて判断が行われているが、他の地域との指導の平等を維持することが均質な指導を実現でき、指導される側も対応が行いやすいものと考える。文書指導や口頭指導の区別の基準を明確にして対応を行うことが望ましい。	措置済	令和7年度	法令、基準、通知、告知、条例、規則等に規定した事項に違反している場合においては「文書指導（文書指摘）」とし、法令、基準、通知、告知、条例、規則等に規定した事項に違反しているが、その程度が軽微である場合、又は、その違反について、文書指導を行わなくても改善が見込まれる場合においては「口頭指導（口頭指摘）」とし、法令、基準、通知、告知、条例、規則等に規定した事項に違反していないが、今後も違反のないよう、適正な運営に資するものと考える場合は「助言」を行うことを徹底する。	揖斐県事務所
24	第３章	70	指摘	【受講の確認】 　集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は、介護保険事業者に対して適切な行政指導を行う機会であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。各事業者が早期かつ確実に集団指導を受講することにより、上記のような重要な法制度改正に関する情報の確認漏れを防ぐことができ、仮に不備が発覚すればその段階あるいはその後の個別の運営指導の段階で適切に対処することで、違法・不適正な状態を回避することにも繋がる。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を行うべきである。	措置済	令和7年度	集団指導の出席状況を確認し、業務上対応できない事情がある場合を除き、出席を促すこととした。	揖斐県事務所

No.	章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
25	第３章	70	意見	【保管期限】 　運営指導は、多くの介護事業所が６年に１回ということを前提に行う以上、前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を５年よりも長期に定めることが望ましい。	措置済	令和7年度	運営指導を原則として指定又は許可の有効期間内（６年）に少なくとも１回以上行うことにしていることから、運営指導の記録については、有効期間内の指導時期が前後することを考慮し、前回の指導状況が確認できる１０年の保存期間とする。また、過去の記録についても、１０年の保存期間とする延長手続きを行う。	揖斐県事務所
26	第３章	71	指摘	【成年後見制度を踏まえた意思確認】 　本人の意思能力に疑問を抱かざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。	措置済	令和7年度	今後実施予定の指導監査において、サービス計画の本人の同意について、家族が機械的に署名していることはないかを確認し、本人の意思確認を必ず行うよう指導する。その際、意思能力がない者についての対応（成年後見制度の利用等）が図られているかを確認する。	揖斐県事務所
27	第３章	75	意見	【運営指導の方法】 　所内の取り扱いを共通認識としてまとめている点については評価できる。一方で、取扱いについては、厚生労働省のマニュアルや他の県事務所とも異なる独自の基準であることから、他の事務所との判断の違いをもたらさないよう、統一の基準で指導を行うことが望ましい。	措置済	令和8年度	県事務所担当者会議の協議結果を踏まえ、統一した基準により運営指導を実施する。	中濃県事務所
28	第３章	75	指摘	【受講の確認】 　集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は介護保険事業者の質を確保するための指導であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を検討すべきである。	措置済	令和7年度	県内全県事務所において、令和６年度から集団指導は、視聴報告が必須である旨を開催通知やＨＰに明記し、アンケート入力についても事業所の個別の受講確認ができるフォーマットに改良した。また、令和７年１月に上記にかかる案内通知を発出後、事務所に電話等のあった事業所には集団指導の受講を促しており、同年２月には管内事業所にリマインドメールを送付するなど、受講を促すとともに、未受講の事業所を把握することとした。 　なお、現時点で未受講の事業所は３ヶ所であり、当該事業所には集団指導の資料を送付し、対面または電話により重要事項を周知することを検討している。	中濃県事務所
29	第３章	76	意見	【保存期間】 　運営指導は、多くの介護事業所が６年に１回ということを前提に行う以上は、前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を５年よりも長期に定めることが望ましい。	措置済	令和8年度	運営指導の記録については、前回の指導状況が確認できる10年の保存期間とし、統一的な運用とする。	中濃県事務所
30	第３章	76	指摘	【保存期間の延長】 　定めた保存期間以上に文書を保存するのであれば、文書の保存期間の延長手続を行うべきである。	措置済	令和7年度	令和６年度から、保存期間の延長手続を行うよう改善した。	中濃県事務所
31	第３章	77	指摘	【成年後見制度を踏まえた意思確認】 　本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。	措置済	令和7年度	指導監査等において、本人の意思能力に疑問を抱かざるを得ない情報を得た場合は、本人の同意の有無について慎重に判断する。	中濃県事務所

No.	章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
32	第３章	80	意見	【運営指導の方法】 　指摘事項については、文書指導と口頭指導の区別が明確ではなく、過去の実績を踏まえて判断が行われているが、他の地域との指導の平等を維持することが均質な指導を実現でき指導される側も対応が行いやすいものと考える、文書指導や口頭指導の区別の基準を明確にして対応を行うのが望ましい。	措置済	令和7年度	運営指導の指摘等の基準については、国のマニュアルとおりとする。 　法令、基準、通知、告知、条例、規則等に規定した事項に違反している場合においては「文書指導（文書指摘）」とし、法令、基準、通知、告知、条例、規則等に規定した事項に違反しているが、その程度が軽微である場合、又は、その違反について、文書指導を行わなくても改善が見込まれる場合においては「口頭指導（口頭指摘）」とし、法令、基準、通知、告知、条例、規則等に規定した事項に違反していないが、今後も違反のないよう、適正な運営に資するものと考える場合は「助言」を行うことを徹底する。	可茂県事務所
33	第３章	81	指摘	【受講の確認】 　集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は介護保険事業者の質を確保するための指導であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を検討すべきである。	措置済	令和7年度	県内全県事務所において、令和６年度から集団指導は、視聴報告が必須である旨を開催通知やＨＰに明記し、アンケート入力についても事業所の個別の受講確認ができるフォーマットに改良した。また、令和７年１月に上記にかかる案内通知を発出後、事務所に電話等のあった事業所には集団指導の受講を促しており、同年２月には管内事業所にリマインドメールを送付するなど、受講を促すとともに、未受講の事業所を把握することとしているため改善報告とする。	可茂県事務所
34	第３章	82	意見	【保存期間】 　運営指導は、多くの介護事業所が６年に１回ということを前提に行う以上は、前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を５年よりも長期に定めることが望ましい。	措置済	令和7年度	運営指導の記録については、有効期間内の指導時期が前後することを考慮し、前回の指導状況が確認できる10 年の保存期間とする。また、過去の記録についても、10 年の保存期間とする延長手続きを行う。	可茂県事務所
35	第３章	82	指摘	【保存期間の延長】 　定めた保存期間以上に文書を保存するのであれば、文書の保存期間の延長手続を行うべきである。	措置済	令和7年度	令和６年度中に保存期間の延長手続を行ったことから改善報告とする。	可茂県事務所
36	第３章	82	指摘	【文書の不処分】 　保存期間が経過し、保存の必要性がなくなった文書については処分を行い、不必要な書類を廃棄すべきである。	措置済	令和7年度	保存期間が経過し、保存の必要性がなくなった文書については速やかに廃棄する。	可茂県事務所
37	第３章	83	指摘	【指導結果の記載の誤り】 　文書の記載について、正確に処理するべきである。	措置済	令和7年度	自己点検シートにおいて不適と記載されている事項については、当該事業所に確認の上、適切に指導を行う。	可茂県事務所
38	第３章	83	意見	【前回と同様の指導】 　同一の指導が行われているということは、前回の指導が生かされていないということである。そのため、例えば２回連続で同一の指導がなされた場合には、翌年に再提出をさせる方法や、数か月後に再度指導を実施するなどの近い時点での再確認を行うことが望ましい。	措置済	令和7年度	令和７年度以降の文書指摘事項で、再度の指摘となった場合は、結果通知において、１月以内に改善報告を求めるだけでなく、翌年度に再度の報告を求めることとする。	可茂県事務所
39	第３章	83	意見	【指導への対応に対する確認】 　指導した点が改善したことまで資料に基づいて確認することが重要であり、改善状況についての写真等の提出を求めることが望ましい。	措置済	令和7年度	文書指摘事項の回答を受理する際には、具体的にどのようにして改善したのか事実確認を行う。その際に写真等の資料が必要であれば、提出を依頼する。	可茂県事務所

No.	章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
40	第３章	83	指摘	【提出資料の不備】 施設から提出された資料の内容確認を正確に行うべきである。	措置済	令和7年度	文書指摘事項の回答を受理する際には、適正な資料が添付されているかどうか、慎重に確認する。	可茂県事務所
41	第３章	84	指摘	【成年後見制度を踏まえた意思確認】 本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。	措置済	令和7年度	運営指導・監査等において、本人の意思能力に疑問を抱かざるを得ない情報を得た場合は、サービス内容等に関する本人の同意の有無について慎重に判断を行い、必要に応じ市町村等の成年後見制度相談窓口の案内などを行う。	可茂県事務所
42	第３章	87	指摘	【運営指導の頻度】 コロナ禍による遅れがあることがあったとしても、指定有効期間内の６年間１度も指導が行われていない状況は認められないことから、運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後漏れがないよう運営指導の実施状況のエクセルデータを適切に活用すべきである。	措置済	令和7年度	令和７年４月１日時点で指定有効期間内の６年間未実施の事業所（5カ所）を全て含めた運営指導の計画を策定済み。 令和７年５月から令和８年２月までに実施する予定。	東濃県事務所
43	第３章	88	意見	【運営指導の方法】 指摘事項については、口頭指導とその他指導の区別が明確ではなく、過去の実績を踏まえた判断が行われているが、厚生労働省のマニュアルに沿うなど、他の地域との指導の平等を維持することで均質な指導を実現でき、指導される側も対応が行いやすいものと考える。口頭指導とその他指導の区別の基準を明確にして対応を行うことが望ましい。	措置済	令和7年度	令和６年度の運営指導から、その他指導という区分を廃止し、指摘事項について文書指導・口頭指導・助言の三つに区分で対応している。	東濃県事務所
44	第３章	88	意見	【経口補水液に係る指導】 県庁及び他の県事務所と指導内容について情報共有することが望ましい。	措置済	令和7年度	「その他日常生活費」や「独自費用の徴収」に関する指導内容については担当者会議を通じて他の県事務所等と情報共有する。	東濃県事務所
45	第３章	89	意見	【身体的拘束に係る指導】 記録の内容から身体的拘束が発見され、入所者の１割が身体的拘束を受けているような他の施設と比較しても多い実態が判明した場合、例外的な身体拘束が、十分に要件の検討がなされないまま行われている可能性がある。このため、このような場合は、文書確認のみにとどめるのは妥当ではなく、聞き取り等を踏まえ事実関係を慎重に確認し、法令違反が確認される場合は、運営指導から監査に変更して事実関係を確認することも検討することが望ましい。	措置済	令和7年度	身体的拘束に係る文書確認の結果、緊急やむを得ない場合に該当するのか疑念がある場合は、必要に応じて運営指導から監査に変更して事実関係を確認する。 法令違反とは判断できない場合でも身体拘束の件数が多い場合は、身体拘束廃止への取り組みが消極的である可能性があるため、身体的拘束が原則禁止であることを再認識させ、廃止への意識向上を行う。	東濃県事務所
46	第３章	89	指摘	【受講の確認】 集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は介護保険事業者の質を確保するための指導であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を検討すべきである。	措置済	令和7年度	県内全県事務所において、令和６年度から集団指導は、視聴報告が必須である旨を開催通知やＨＰに明記し、アンケート入力についても事業所の個別の受講確認ができるフォーマットに改良した。また、令和７年１月に上記にかかる案内通知を発出後、事務所に電話等のあった事業所には集団指導の受講を促しており、同年２月には管内事業所にリマインドメールを送付するなど、受講を促すとともに、未受講の事業所を把握することとしているため改善報告とする。	東濃県事務所

No.	章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
47	第３章	90	意見	【保管期限】 運営指導は、多くの介護事業所が６年に１回ということを前提に行う以上は、前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を５年よりも長期に定めることが望ましい。	措置済	令和7年度	前回の指導状況を確認するために、運営指導に関する書類の保存期限を５年から１０年に延長した。	東濃県事務所
48	第３章	90	指摘	【保存期間の延長】 データも文書であり、５年の保存期間が経過する前に延長手続を行うべきである。	措置済	令和7年度	電子データについても、上記（番号47）と同様に対応する。	東濃県事務所
49	第３章	91	指摘	【成年後見制度を踏まえた意思確認】 本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。	措置済	令和7年度	指導監査等において、本人の意思能力に疑問を抱かざるを得ない情報を得た場合は、本人の同意の有無について慎重に判断を行い、必要に応じ市町村等の成年後見制度相談窓口の案内などを行う。	東濃県事務所
50	第３章	94	意見	【運営指導の頻度】 指定有効期間内の運営指導を実施は出来ていたとしても、６年以上もの間、指導が行われないことは適切な指導監督の観点から望ましい状況ではない。運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後、感染症の感染拡大を理由に運営指導の実施を自粛し、これにより６年に１度の頻度で運営指導が実施できないおそれが生じた場合は、１年間に行う予定の運営指導の件数を増やすなど計画を立て、６年に１度の頻度で運営指導が実施できるようにするのが望ましい。	措置済	令和7年度	令和５年度中に例年の１．５倍程度の運営指導を行い、令和６年度中に遅れを取り戻すことができた。	恵那県事務所
51	第３章	94	意見	【運営指導の頻度】 新型コロナウイルス感染症のように、年に数回、感染拡大と感染の収束を繰り返すような傾向が見受けられる場合は、そのような傾向を踏まえて計画を立て直し、定められた頻度で運営指導が実施できるよう努め、県事務所単位で計画の遂行が困難な場合は、県庁や他の県事務所から応援を受けるなどして一時的に人員を増やすことが望ましい。	措置済	令和7年度	令和６年度中に新型コロナウイルス感染症による遅れを取り戻すことができた。令和７年度においては有事に備え、余裕を持たせた実施計画を立案した。今後感染症が発生した場合には、必要に応じ随時計画の見直しを行いつつ、計画の遂行ができるよう努める。	恵那県事務所
52	第３章	95	意見	【運営指導の方法】 指摘事項については、過去の実績を踏まえた判断で口頭指導を文書指導とする場合もあるが、他の地域との指導の平等を維持することが均質な指導を実現でき指導される側も対応が行いやすいものと考える。文書指導、口頭指導等の区別の基準を明確にして対応を行うのが望ましい。	措置済	令和7年度	県事務所担当者会議の協議結果を踏まえ、国のマニュアルに則り、法令、基準、通知、告知、条例、規則等に規定した事項に違反している場合においては「文書指導（文書指摘）」とし、法令、基準、通知、告知、条例、規則等に規定した事項に違反しているが、その程度が軽微である場合、又は、その違反について、文書指導を行わなくても改善が見込まれる場合においては「口頭指導（口頭指摘）」とし、法令、基準、通知、告知、条例、規則等に規定した事項に違反していないが、今後も違反のないよう、適正な運営に資するものと考える場合は「助言」を行うこととする。	恵那県事務所

No.	章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
53	第３章	95	指摘	【受講の確認】 　集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は介護保険事業者の質を確保するための指導であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を検討すべきである。	措置済	令和7年度	県内全県事務所において、令和６年度から集団指導は、視聴報告が必須である旨を開催通知やＨＰに明記し、アンケート入力についても事業所の個別の受講確認ができるフォーマットに改良した。また、令和７年１月に上記にかかる案内通知を発出後、事務所に電話等のあった事業所には集団指導の受講を促しており、同年２月には管内事業所にリマインドメールを送付するなど、受講を促すとともに、未受講の事業所を把握することとしているため改善報告とする。	恵那県事務所
54	第３章	96	意見	【保管期限】 　運営指導は、多くの介護事業所が６年に１回ということを前提に行う以上は、前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を５年よりも長期に定めることが望ましい。	措置済	令和7年度	過去の記録について、実施周期を踏まえ、前回の指導状況が確認できる10年の保存期間とし、保存期限の延長手続きを行った。	恵那県事務所
55	第３章	96	指摘	【保存期間の延長】 　データも文書であり、５年の保存期間が経過する前に延長手続を行うべきである。	措置済	令和7年度	令和６年度から、保存期間の延長手続を行っており改善報告とする。	恵那県事務所
56	第３章	98	指摘	【成年後見制度を踏まえた意思確認】 　本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。	措置済	令和7年度	今後指導監査等において、本人の意思能力に疑問を抱かざるを得ない情報を得た場合は、本人の同意の有無について慎重に判断を行い、必要に応じ市町村等の成年後見制度相談窓口の案内などを行う。	恵那県事務所
57	第３章	100	意見	【運営指導の頻度】 　指定有効期間内の運営指導を実施は出来ていたとしても、６年以上もの間、指導が行われないことは適切な指導監督の観点から望ましい状況ではない。運営指導未実施の事業所について速やかに実施し、今後、感染症の感染拡大を理由に運営指導の実施を自粛し、これにより６年に１度の頻度で運営指導が実施できないおそれが生じた場合は、１年間に行う予定の運営指導の件数を増やすなど計画を立て、６年に１度の頻度で運営指導が実施できるようにするのが望ましい。	措置済	令和7年度	６年に１度の頻度で運営指導が実施できるよう本年度も計画をたて実施中である。	飛騨県事務所
58	第３章	101	意見	【運営指導の方法】 　指摘事項については、文書指導と口頭指導の区別が明確ではなく、過去の実績を踏まえて判断が行われているが、他の地域との指導の平等を維持することが均質な指導を実現でき指導される側も対応が行いやすいものと考える。文書指導や口頭指導の区別の基準を明確にして対応を行うのが望ましい。	措置済	令和7年度	県事務所担当者会議の協議結果を踏まえ、国のマニュアルに則り、法令、基準、通知、告知、条例、規則等に規定した事項に違反している場合においては「文書指導（文書指摘）」とし、法令、基準、通知、告知、条例、規則等に規定した事項に違反しているが、その程度が軽微である場合、又は、その違反について、文書指導を行わなくても改善が見込まれる場合においては「口頭指導（口頭指摘）」とし、法令、基準、通知、告知、条例、規則等に規定した事項に違反していないが、今後も違反のないよう、適正な運営に資するものと考える場合は「助言」を行うこととする。	飛騨県事務所

No.	章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
59	第３章	101	意見	【運営指導調書の記録】 指摘事項以外の、助言事項については、助言を与えたことの改善が図られているかどうかも後の指導の参考になることから、手書きのメモ以外に、助言内容をまとめた明確な記録を残すのが望ましい。	措置済	令和8年度	令和８年度以降の定期監査等指導結果通知文書に、口頭指導事項および助言事項を記載して通知することを所内でルール化した。	飛騨県事務所
60	第３章	102	指摘	【受講の確認】 集団指導そのものの受講について法的な義務はないにしても、集団指導は介護保険事業者の質を確保するための指導であり、未受講でも問題がないとなれば、今後案内を受ける介護事業者も全く関心を示さない可能性も存在する。集団指導の受講歴などは適切に確認し、未受講である事業者には、集団指導の受講を促し、運営指導の回数を増やすなどの対策を検討すべきである。	措置済	令和7年度	集団指導は、視聴報告が必須である旨を開催通知やＨＰに明記する。 集団指導視聴期間中に管内事業所にリマインドメールを送付する。 集団指導視聴期間終了前に未受講事業所の把握を行い未受講事業所へ電話等により受講を促す。 令和７年度以降も引き続き上記対応を実施する。	飛騨県事務所
61	第３章	103	意見	【保存期間】 運営指導は、多くの介護事業所が６年に１回ということを前提に行う以上は、前回の指導状況を確認するためにも、保存期間を５年よりも長期に定めることが望ましい。	措置済	令和7年度	運営指導の記録については、前回の指導状況が確認できる10年の保存期間とし、統一的な運用とする。	飛騨県事務所
62	第３章	103	指摘	【保存期間の延長】 定めた保存期間以上に文書を保存するのであれば、文書の保存期間の延長手続を行うべきである。	措置済	令和7年度	保存期間の延長手続を実施した。	飛騨県事務所
63	第３章	103	指摘	【文書の不処分】 保存期間が経過し、保管の必要性がなくなった文書については処分を行い、不必要な書類を廃棄すべきである。	措置済	令和7年度	保存期限を超過した文書について廃棄処分を実施した。	飛騨県事務所
64	第３章	104	指摘	【成年後見制度を踏まえた意思確認】 本人の意思能力に疑問をいだかざるを得ない情報を得た場合は、契約者本人の成年後見制度の利用の状況や施設の成年後見制度に対する取組状況を確認しつつ、その者の同意があるかどうかを慎重に判断すべきである。	措置済	令和7年度	指導監査等において、本人の意思能力に疑問を抱かざるを得ない情報を得た場合は、サービス内容等に関する本人の同意の有無について慎重に判断を行い、必要に応じて市町村等の成年後見制度相談窓口の案内などを行う。	飛騨県事務所
65	第３章	105	意見	【事故報告】 同様の指導が繰り返されている点からして、指導を受ける事業者の姿勢には疑問が感じられるところである。同様の指導が繰り返される場合やそれが利用者の心身の安全に関わる事柄についてはより慎重な指導が必要と考える。前回の指導から次の指導までの間に事故がなかったかなどを確認し、事業者に対し、より積極的な運営指導を行うことが望ましい。	措置済	令和8年度	令和８年度以降の指導監査等の実施時に行う前回指導事項の改善状況確認について、以下のとおり所内でルール化した。 ・前回指導以降、前回指摘した事項が起きていなかったか、過去に遡及して報告や是正を求める必要があるかを確認し、必要がある場合は、報告や是正を指導する。 ・改善状況が継続していないなど、再度の指摘になる場合は、指導内容の重大性などを考慮し、再度の文書指導なのか、監査切り替えが必要な事であるかを所内協議し判断の上、指導を行う。 ・再度の指摘にあたっては、改善の取り組みと報告を求めるとともに、必要に応じて改善報告後の定着状況について継続して報告することを指導する。	飛騨県事務所

No.	章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
66	第４章	110	意見	【経済性】 　監査人の監査の結果は、地域医療介護総合確保基金に基づかない事業が全て経済性に優れていることを評価したわけではないが、同基金に基づく事業の中で複数経済性に疑問を持ったことは事実である。同基金の財源が国の３分の２の補助が得られる分、県の負担割合が少なく済むことから、県としては、積極的な活動を行う上で活用を図ることは重要であるが、国の支援があるにせよ税金を財源とすることには変わらず、常に、経済性の観点からの検証を行い、費用対効果を意識した予算の活用となっているかを見直すことが望ましい。	措置済	令和7年度	各事業担当者に、令和７年度事業の実施に際して、個別の事業における指摘・意見の有無に関わらず、経済性の観点から費用対効果を意識した予算の活用を積極的に行われるよう通知文を６月に発出した。	高齢福祉課
67	第４章	111	意見	【執行率】 　監査人の監査の結果は、地域医療介護総合確保基金に基づかない事業が全て十分な活用がされていることを評価したわけではないが、同基金に基づく事業の中で複数執行率の観点から疑問を持ったことは事実である。同基金の財源が国の３分の２の補助が得られる分、県の負担割合が少なく済むことから、県としては、積極的な活動を行う上で予算を確保していると思われるが、活用がなされてこそ意味があるのであり、予算が確保されながら活用されないことについては、そもそもの予算を確保した意義を見直すことが重要と考える。中には、そもそもの制度の周知や制度活用に関する他の阻害要因があり得るところであることから、執行率が低い事業については、より有効な予算の活用や周知等の見直しを行うことが望ましい。	措置済	令和7年度	各事業担当者に、令和７年度事業の実施に際して、個別の事業における指摘・意見の有無に関わらず、執行率の観点からより有効な予算の活用や周知等の見直しを行われるよう通知文を６月に発出した。	高齢福祉課
68	第４章	113	指摘	【事業の遂行（変更承認申請）】 　変更申請義務が要綱に定められている以上、これに違反することのないよう、交付決定通知書送付後にも適宜注意を促す案内を出し、変更申請書の提出を促すなど、要綱遵守を徹底させるための措置を講ずるべきである。	措置済	令和7年度	令和７年度の申請分から、交付決定通知書を送付する際及び事業完了までの間に適宜、別紙にて当初の申請内容に変更があった場合の対応に関する案内を行う。	高齢福祉課
69	第４章	114	指摘	【交付申請（添付書類）】 　収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。	措置済	令和7年度	令和６年度の実績報告書から、収受印の押印および係内での複数回チェックを行っている。	高齢福祉課
70	第４章	119	意見	【有効性】 　本事業は、平成28年度から始まり、８年間継続する事業であるところ、現状の事業者数のみであれば、介護の職場の処遇や職場環境の全体的な底上げの効果も乏しく、雇用の確保に繋がる取組となっているのかは、疑問があるところである。 　今後、更なる取組事業者の増大や、取組事業者になることで得られる具体的な効果検証がなされなければ、効果の分からない事業に公費が投じ続けられる状況にもなりかねないことから、他県の取組なども国を通じて情報収集を行いながら、具体的な効果検証を行い、事業の有効性を高める取組を行うことが望ましい。	措置済	令和8年度	認定事業者に対して、認定取得によるメリットや、認定事業において改善が必要な点等を聞き取るアンケートを７月１１日～８月１日にかけて実施した。	高齢福祉課

No.	章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
71	第４章	120	指摘	【経済性】 　委託契約の積算において、毎年の実績に応じた委託金額の減少を考えるか、支援回数にかかわらず全額を支払うという委託契約を単価契約に見直すなどの契約内容の見直しも行い、受託者とはより効率的な審査による経費削減、事業実績報告書の簡素化等を協議し、経費の減少が可能であれば委託契約の全体金額の見直しを図るか、より多くの事業者に対する認定支援を実際に行い、申請件数の増大を目指して、委託費に見合った活動を求めるべきである。	措置済	令和7年度	令和７年度契約については、過去の実績を考慮して積算を行ったほか、仕様内容の見直しを行った。	高齢福祉課
72	第４章	122	指摘	【効率性】 　現状の来場者の状況を見る限り、認定制度や認定事業者を広く一般に普及啓発することを目的にしているにも関わらず、認定事業者を中心とした業界関係者のみが来場者であった可能性があり、このような式典に毎年200万円以上の公費を投じる意義があるかは見直しが必要と考える。少なくとも一般来場者の来場者数を確認し、経費支出に見合う普及啓発の効果があるかどうかの検証が必要である。 　更に、本事業は、単なる認定証の授与が目的ではなく、広く一般に普及啓発することが目的であり、一般来場者を確保する受託者のアイデアを活用すべき事業と考える。最低限の予算の中で実施すべきであるが、これまでどおりの事業では効果が乏しいのであれば、再度プロポーザル方式の活用なども行い、実益のある事業になるよう工夫すべきである。	措置済	令和8年度	認定証授与式の普及啓発効果向上や効果検証のため、以下のとおり事業内容を見直し、業者選定を行った。 ①認定証授与式を、多くの集客が見込まれるイベントとの共催とすること。 ②参加者募集の広報について、他事業で実績のあった広報手法を取り入れること。 ③「認定事業者」「来賓者」「一般参加者（介護事業者）」「一般参加者（一般県民）」ごとに来場者を集計・報告すること。 ④来場者を対象としたアンケートを実施すること。	高齢福祉課
73	第４章	123	意見	【事業経費】 　委託契約の個別の委託項目内で、必要な経費を予め積算しながら、改めて全体の総額に対する一般管理費を計上するのは、二重の経費計上になっている可能性が存在する。各経費の積算の仕方を見直し、必要性のない一般管理費を削除するなど適切な委託契約となるように見直すのが望ましい。	措置済	令和7年度	令和７年度契約の積算では、一般管理費との二重計上が無いよう設定した。	高齢福祉課
74	第４章	124	指摘	【契約書の記載内容】 　担当課の認識は、本来担当課として予定していた契約内容とは異なる形式の契約書を作成したことを意味することから、速やかに、認識に沿った契約書の作成を行うべきである。	措置済	令和7年度	令和７年度事業の契約では、県の認識（確定契約）に沿った契約書を作成し締結した。	高齢福祉課
75	第４章	124	指摘	【契約書の記載内容】 　確定契約を想定する各課が、認識と合致しない契約を締結しないよう、概算契約、単価契約といった他の契約形態もあり得ることを整理し、業務委託契約書のひな形を整理するべきである。	措置済	令和7年度	業務委託契約書のひな形については、令和７年４月１日付けで会計規則取扱要領を改正済み(備考欄を削除)。 併せて、確定契約、概算契約の取扱いについて、令和７年３月２４日付け通知にて契約書の例示し通知した。	出納管理課
76	第４章	125	指摘	【事業実績報告】 　委託業務完了届を受領した段階で、収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。	措置済	令和7年度	令和６年度事業の完了届に収受印を押印した。	高齢福祉課

No.	章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
77	第４章	125	指摘	【調査確認】 　当初の見積と大きな乖離のある精算報告書が提出された際は、その原因やその内訳を確認し、契約内容にしたがって、精算金額が契約金額を下回っていないかどうかを確認すべきである。	措置済	令和7年度	令和６年度事業の検査時に精算報告書の見積の乖離について確認を行った。 　令和７年度契約については、過去の実績を考慮して積算を行ったほか、仕様内容の見直しを行った。	高齢福祉課
78	第４章	127	意見	【有効性】 　岐阜県介護人材育成事業者認定制度においてグレード１認定事業者として認定を受けることのメリットを周知し、積極的な活用を促すのが望ましい。	措置済	令和8年度	令和７年５月３０日に開催される認定制度基礎セミナーにおいて補助金の紹介を行った。 　また、認定制度の普及活動（認定証授与式の開始案内）に併せて、１１月に補助金の告知を行った。	高齢福祉課
79	第４章	128	意見	【有効性】 　キャリアアップの仕組みが、介護職員のモチベーションアップだけでなく、介護職員の給与や手当に反映されているか否かという観点から当該補助金の有効性を検証することが望ましい。	措置済	令和8年度	過去に当補助金を利用してアセッサーを養成した事業所に対して、その後の内部評価の実施状況を調査のうえ、レベル認定取得と給与や手当への反映の有無を把握するためのアンケート調査を７月に実施した。 　その結果、半数以上の事業所がレベル認定取得者を輩出しておらず、当補助金が有効活用されていないことが判明したため、令和７年度を以て事業廃止とした。	高齢福祉課
80	第４章	132	意見	【交付決定（有効性・経済性）】 　各事業所のスケジュールに合わせて柔軟に研修の実施計画を立てることで、多くの職員が各々に必要な研修を受講できると考えられるが、数名しか参加していない研修に対して当該補助金で研修を実施する点は疑問のあるところである。各事業所の規模や職員数により参加人数に差が生じることはやむを得ないが、１回当たりの講師費用の上限を定めていないことも含め、事業実施計画書に記載された研修の内容に照らし、費用対効果を検証することが望ましい。	措置済	令和8年度	令和６年度補助金の実績報告書や令和７年度補助金の実施計画書について、記載例を県HPに掲載し、具体的な記載を促した。 　また、令和６年度補助金の補助事業者に対してヒアリングを行うことで、当該補助金の効果を検証し、有効性を確認した。	高齢福祉課
81	第４章	132	指摘	【事業の遂行（変更承認申請）】 　変更申請義務が要綱に定められている以上、これに違反する事業者が出ないよう、交付決定通知書送付後にも適宜注意を促す案内を出し、変更申請書の提出を促すなど、要綱遵守を徹底させるための措置を講ずるべきである。	措置済	令和7年度	令和６年度補助金について、補助事業者に対し、変更申請が必要な場合をメールにて周知し注意を促した。 　令和７年度以降も同様の周知を適宜行う。	高齢福祉課
82	第４章	132	意見	【事業の遂行（交付申請）】 　事業実施計画書の作成においては、講師、時期、回数、会場などの研修内容や研修による効果を具体的に記載させ、誠実に補助事業を履行するよう指導していくことが望ましい。	措置済	令和7年度	令和７年度補助金の実施計画書について、記載例を県ＨＰに掲載し、具体的な記載を促している。	高齢福祉課
83	第４章	134	指摘	【単価の設定】 　岐阜県介護情報ポータルサイト運営等委託業務の事業費積算につき、価格設定の適正性につき、その内訳を見直して、本来的に必要な金額であるかどうかを検討し、見直しが可能であればより有益な支出となるよう委託内容を再検討するべきである。	措置済	令和7年度	令和７年度契約については、Ｘ投稿業務を仕様から除外するなど、委託内容の見直しを行った。	高齢福祉課

No.	章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
84	第４章	136	意見	【要綱（対象経費）】 社会福祉法人の受講料については、非課税扱いともなりうることから、受講者が仮に課税を前提とした金額を支払っていたとしても、本来的には消費税が発生していない可能性もあることから課税・非課税の扱いに誤りがないかについて注意を促すのが望ましい。	措置済	令和7年度	研修受講料は非課税扱いにもなりうることから、交付申請額の基となる受講料の消費税の扱いに誤りが無いか、令和７年度補助金の交付申請に係る県HP上で注意喚起した。	高齢福祉課
85	第４章	137	意見	【効率性】 電話による相談窓口は職員を常駐させる必要があるため、効率性に疑問が残る。電話による相談窓口を継続するならば、開設日を限定したりＡＩによる電話業務の自動化を進めたりするなどの効率化を図ることが望ましい。	措置済	令和7年度	令和７年度事業の仕様に、オンラインフォーム等の活用により相談対応の効率化を図ることを盛り込み、受託者に対応を求めている。	高齢福祉課
86	第４章	139	指摘	【事業の遂行（変更承認申請）】 変更申請については、交付決定通知書送付時に変更申請が必要な事例を案内する文書を同封しているとのことであるが、変更申請義務が要綱に定められている以上、これに違反する事業者が出ないよう、交付決定通知書送付後にも適宜注意を促す案内を出し、変更申請書の提出を促すなど、要綱遵守を徹底させるための措置を講ずるべきである。	措置済	令和8年度	従来通り、令和７年度補助金の交付決定通知書送付時に、変更申請が必要な事例を案内する文書を送付している。 加えて11月に、補助事業者に対し、変更申請に係る注意を促す案内を発出した。	高齢福祉課
87	第４章	140	意見	【有効性】 マッチングをするために現地機関の確認が必要とは考えるが、本当に渡航の必要性があったかについては疑問が残る。海外渡航以外にマッチング支援につながる活動を推進するのが望ましい。	措置済	令和7年度	海外渡航を行ったのは令和５年度のみであり、令和６年度については、外国人介護人材の受入れの手続等に関する相談窓口を新たに設置するとともに、優良受入団体の選定・推薦、外国人介護人材受入れ説明会（３圏域）の開催、マッチングに向けた個別支援等を実施している。	高齢福祉課
88	第４章	142	意見	【当初予算ベースでの執行率】 介護保険法上の実地指導としての集団指導の際に伝える方法を検討するなど、より周知する方法を検討し、補助事業者などにも聞き取りを行うなどして仮に現在の補助要件である「雇用開始日の属する月から12月以内」とされる対象者の制限等が利用をしづらくさせているのであれば、補助要件等を見直すなどの方法により、補助金がより活用されるようにするよう工夫することが望ましい。	措置済	令和8年度	執行率が低い要因については、岐阜県外国人介護人材対策協議会の実態調査において、事業者の当該補助金の認知率が低いことが分かった。 そこで、８月１８日に実施した外国人介護人材に関する事業者向けセミナーにおいて、当補助金の紹介を行った。 今後も従来のメールでの周知に加え、介護事業者が集まる機会を活用した周知を実施する。	高齢福祉課
89	第４章	142	指摘	【徴収資料の不足】 岐阜県外国人介護人材日本語学習支援事業費補助金交付要綱７条第１項に定める様式を用いるよう指導をするべきである。	措置済	令和7年度	見落としが無いよう様式の表題も確認している。	高齢福祉課
90	第４章	143	指摘	【記載事項の不十分】 該当の記載内容では、具体的な学習方法が記載されているとはいえず、事業実績報告書としては不十分である。記載例を示すなどして、補助対象事業者に対し、具体的な記載を行うよう指導するべきである。	措置済	令和7年度	具体的な学習方法を実績報告書に記載することを示すため、実績報告書の記載例を県HPに掲載した。	高齢福祉課

No.	章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
91	第４章	143	意見	【記載事項の不十分】 　現在の事業実績報告書は、上記のとおり、補助事業者によって記載内容も徹底されておらず、詳細な報告を求める形式であることが、事業者にとって負担となっている可能性も否定できない。実績のないところに補助がなされないようにある程度の報告を求めることは重要であるものの前述の執行率の低さを考慮しても、利用しやすさを検討し、不要な報告となっている部分があれば事業実績報告書の様式を見直すのが望ましい。	措置済	令和7年度	令和７年度補助金の実績報告書の記載例を県HPに掲載した。	高齢福祉課
92	第４章	143	意見	【Ｑ＆Ａでの上限設定】 　給付行政である補助金の交付は、法律または条例に基づいて行われ、要綱は法律・条例の施行細則的な事項や実施要領などを規定する形式として利用されるものであり、交付条件にかかる事項については、要綱において記載することが望ましい。	措置済	令和8年度	交付金額の上限について、交付要綱に追記し、令和7年9月1日に改正した。	高齢福祉課
93	第４章	145	意見	【有効性】 　本事業は、介護の担い手のすそ野を拡大するとともに、介護職員の負担軽減を通じた介護人材の確保につなげることを目的とし、介護に関する入門的研修の開催をするものである。そのような入門的研修であるのであれば、費用として500万円以上の経費をかける以上、岐阜県高齢者安心計画で定められている「介護に関する入門的研修修了者数」年間30名という目標設定数では、一人あたり16万円という予算の意味合いともとれ、費用対効果が少ないと考えられる。なお、すでに宣伝広告も実施しているとのことであり、研修参加者の募集に手を尽くしているとのことであるが、現状の状況が続くのであれば、事業の在り方自体も含め、事業費として効率的に使用されるように予算の活用方法を検討することが望ましい。	措置済	令和7年度	より効果的・効率的に実施できるよう、令和７年度事業の仕様では、対面研修の定員の増や、マッチング支援の対象者の拡大といった内容の見直しを行った。	高齢福祉課
94	第４章	147	指摘	【有効性】 　既に交付した補助金の残高や償還収入を見越した予算額の算定をすべきである。	措置済	令和7年度	執行率が低くなることがないよう既に交付した補助金の残高や償還収入を見越して令和８年度予算額の要求を行う。	高齢福祉課
95	第４章	147	意見	【有効性】 　本補助金は、一定条件の下、返還免除が得られる貸付金であり、その額も修学資金であれば最大288万円と非常に経済的なメリットがありながら、その執行率が低いのは、単なる経済的事情以外にも利用を妨げる事情があるものと考える。執行率の低い状況が続いていることを踏まえると、なぜ執行率が低いのかその原因を検証し、補助事業者と協議しながら貸付事業の活用を促し介護人材の確保を促進することが望ましい。	措置済	令和8年度	執行率が低くなることがないよう既に交付した補助金の残高や償還収入を見越して適正な規模で令和８年度予算額の要求を行った。 　また、補助事業者と貸付事業の活用促進に向けて広報・周知方法の協議を行った。	高齢福祉課

No.	章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
96	第４章	148	意見	【岐阜県社会福祉協議会における貸付事業（規程の交付）】 介護福祉士等修学資金借用証書に基づく契約内容は、岐阜県社会福祉協議会が独自に作成した貸付規程を前提としている以上、借主が契約内容を把握していることの前提として、同規程をあらかじめ把握している必要がある。貸付規程のみでは、契約内容を正確に把握できない場合もあることから、借用証書作成の前に、借受人及び連帯保証人に契約の前提となる貸付規程を交付するだけでなく、従来どおり借受人や保証人が契約内容を把握できる貸付の手引きを交付するのが望ましい。	措置済	令和7年度	令和７年１月に貸付規程を記載した貸付の手引きを作成した。令和７年度の貸付決定者分から規程を記載した貸付の手引きを交付している。	高齢福祉課（社会福祉協議会）
97	第４章	149	意見	【岐阜県社会福祉協議会における貸付事業（再就職準備金貸付金の規程）】 補助金の根拠となる要綱や貸付の前提となる規程に具体的な定めがなければ、どのような目的の支出であっても岐阜県社会福祉協議会の裁量で貸付を実施できてしまうことが可能と評価されかねない。再就職のために新たに必要な物を購入する場合にのみ貸付を認めるものであれば、規程や補助金交付要綱等の一定の基準を定めることが望ましい。	措置済	令和8年度	令和７年８月に貸付規程の改正を行い、貸付規程に貸付対象となる経費を記載した。	高齢福祉課（社会福祉協議会）
98	第４章	149	意見	【岐阜県社会福祉協議会における貸付事業（再就職準備金貸付金の使途）】 再就職準備金は、総額40万円と一定条件下ではあれ再就職時には返還が不要となることを考えると、申請者が偽りの事実関係を前提とした不正受給を申請することありうるところである。申請においては、申請者が車両の買い替えではないことを誓約させる誓約書を提出させるなどの不正請求を防止する措置を準備するのが望ましい。	措置済	令和8年度	申請者が車両の買替えではないことを誓約させる誓約書を申請時に提出することを求めることとした。	高齢福祉課（社会福祉協議会）
99	第４章	149	指摘	【岐阜県社会福祉協議会における貸付事業（連帯保証人のみとの交渉）】 連帯保証人からの分割弁済の事実だけでは、主債務者の時効中断事由とは評価されず、最終の弁済期から10年（民法改正後の債権なら５年）が経過することで、主債務の時効消滅となり、保証債務も付従性により時効消滅となりかねない。主債務者が行方不明になるなどにより連帯保証人のみとのやり取りしかできない場合は、主債務者に対する訴訟を検討するなど、債権管理のルールを見直すべきである。	措置済	令和7年度	監査で指摘があった個別の案件については、顧問弁護士に相談した結果、連帯保証人との信頼関係を保つために、訴訟などは起こさず引き続き返済してもらうこととした。 督促、返済催促等の業務委託を締結している顧問弁護士と相談し、今後対応困難な事案が発生した場合は個別に検討を進めていく。	高齢福祉課（社会福祉協議会）
100	第４章	150	指摘	【岐阜県社会福祉協議会における貸付事業（主債務者・保証人の変更届）】 規程を遵守するために、主債務者に連絡し、変更届を提出させるべきである。	措置済	令和7年度	監査人からの指摘後、変更届が必要な事由に該当した場合は、主債務者に変更届を提出するよう速やかに連絡し、変更届が提出されているか随時確認している。	高齢福祉課（社会福祉協議会）

No.	章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
101	第４章	151	意見	【有効性】 　概算払いが一括払いか分割払いかも含めどのように行われるかは補助金を受ける側にとって重要な問題である。ある年は一括払いで、ある年は分割払いというように、毎年異なる運用がなされる余地もあり、交付を受ける側が不安定な地位になるおそれもある。 　したがって、概算払いを分割して払うのであれば、分割払いの可能性がある旨や一定金額を超えた場合は分割払いとするという内容を要綱に明記することが望ましい。	措置済	令和7年度	令和６年度中に県交付要綱の改正を行い、概算払いを複数回行う可能性がある旨を明記した（令和７年度分の予算に係る補助金から適用）。	高齢福祉課
102	第４章	151	意見	【有効性】 　本補助金は、一定条件の下、返還免除が得られる貸付金であり、その額も修学資金であれば最大44万円と非常に経済的なメリットがありながら、その執行率が低いのは、単なる経済的事情以外にも利用を妨げる事情があるものと考える。執行率の低い状況が続いていることを踏まえると、なぜ執行率が低いのかその原因を検証し、補助事業者と協議しながら貸付事業の活用を促し介護人材の確保を促進することが望ましい。	措置済	令和8年度	執行率が低くなることがないよう過去の実績を踏まえた適正な規模で令和８年度予算額の要求を行った。 　また、補助事業者と貸付事業の活用促進に向けて広報・周知方法の協議を行った。	高齢福祉課
103	第４章	154	指摘	【交付申請（時期）】 　収受印の日付が申請期限を徒過しているにも関わらず受付を行っている。通常期限経過の補助金交付申請は受け付けないことも考えられるため、申請期限を遵守させるべきである。	措置済	令和7年度	あらかじめ、補助事業者に対して申請期限を遵守するよう注意喚起した。	高齢福祉課
104	第４章	154	指摘	【事業実績報告（提出期限）】 　提出された実績報告書には、収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。	措置済	令和7年度	担当者による押印の徹底及び決裁過程における確認の徹底を行うこととした。	高齢福祉課
105	第４章	156	意見	【有効性】 　介護人材不足の現状から、事業所内で保育施設を運営し、幼児期の子どもを抱える子育て世代が就労しやすい環境を整えることは重要であり、補助金の必要性が認められる。もっとも、当該補助金の有効性の判断においては、事業所内の総職員数、職員の世代別人数、保育施設利用職員数などの基礎データを基に検証を行うことが望ましい。	措置済	令和8年度	令和７年度交付決定時に、アンケートを依頼し、事業所内の総職員数等を把握して補助金の有効性等の判断に活用した。	高齢福祉課
106	第４章	157	意見	【有効性】 　予算執行率が若干低いと思われる。適正な予算額を算定できるよう、算定方法を検討することが望ましい。 予算額が適切であるならば、補助金活用のための施策を講ずることが望ましい。	措置済	令和8年度	執行率が低くなることがないよう適正な規模の令和８年度予算額の要求を行った。 　8月18日に実施した、外国人介護人材に関する事業者向けセミナーにおいて、当補助金の紹介を行った。 　今後も従来のメールでの周知に加え、介護事業者が集まる機会を活用した周知を実施した。	高齢福祉課
107	第４章	158	指摘	【事業の遂行（変更承認申請）】 　変更申請義務が要綱に定められている以上、これに違反する事業者が出ないよう、交付決定通知書送付後にも適宜注意を促す案内を出し、変更申請書の提出を促すなど、要綱遵守を徹底させるための措置を講ずるべきである。	措置済	令和8年度	令和７年度補助金より、補助事業者に対し、変更申請が必要な場合をメール等にて適宜周知を行う。 　令和７年度は、２月に補助事業者に対し、変更申請に関する注意喚起をメールにて行った。	高齢福祉課

No.	章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
108	第４章	162	意見	【補助金の名称】 補助金の分かり易さや検索しやすさのため、予算上の補助金名と、要綱上の補助金名の名称は揃えることが望ましい。	措置済	令和7年度	本補助金は、令和７年度から委託事業とするため、令和６年度末で交付要綱を廃止した。ご意見を踏まえ、令和８年度以降の予算名と委託事業名は揃える予定。	地域福祉課
109	第４章	163	意見	【交付決定（算定方法・金額）】 今回の補助額1,387万４千円の全額が当年度に支援する必要があったか、地方財政法第４条第１項での「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない」という規定に当てはめて検討することが望ましい。	措置済	令和7年度	ご意見を踏まえ、本事業に限らず、令和６年度分の補助金額の確定にあたっては、事業目的達成のため必要最低限の額となるよう慎重に確認を行った。	地域福祉課
110	第４章	163	意見	【事業実績報告（調査確認）】 人件費の減少分を印刷費に転用することによって決算額を調整した疑いが残る。利益を留保するための予算転用とも考えられるため、転用の正当性について、慎重に調査することが望ましい。	措置済	令和7年度	ご意見を踏まえ、令和６年度の実績報告確認時は、実施内容を十分確認し、補助金額の妥当性を判断の上、額の確定を行った。	地域福祉課
111	第４章	165	意見	【開催方法】 アンケートの結果を受けて、様々な開催方法を検討し続けていくことは重要と考える。特に、地域福祉課におかれては、福祉分野独自でのフェスの効果測定を行い、福祉分野にとってよりよい効果が得られるフェスとなるよう、提案を行うなどすることが望ましい。	措置済	令和8年度	令和７年度新卒・転職の日に出展した医療・福祉分野の事業所に対して当課独自のアンケートを実施した。 本フェスの出展について、事業所の約６割から「ある程度効果的であった」と回答があった。また、他業種の企業と合同出展することについては、約８割が「効果的」または「概ね効果的」であると回答があった。 引き続き福祉分野独自のアンケート等で本フェスの効果測定を行い、よりよい効果が得られるよう必要に応じて提案を行っていく。	地域福祉課
112	第４章	165	意見	【募集方法】 高校生の日については、学校単位でフェスに訪れるなど、訪問者数増加、アンケート良化の要素が多いため、単純な比較はできないが、一般開催日についても、より訪問者を増やすための努力、出展企業側が満足できるための方策を検証し続けることが望ましい。	措置済	令和7年度	就職活動の早期化を踏まえて、令和７年度は夏のインターンシップに向けた合同企業展を開催。出展企業あたりの来場者数は1.66人/企業となり、前年度（1.24人/企業）から増加した。	産業人材課
113	第４章	166	意見	【委託契約】 公募型プロポーザル方式を採用する以上、複数者からの応募があることが重要である。より多くの応募者を得るために、広報に力をいれるなど、複数者からの応募と提案を得られるよう募集方法を工夫することが望ましい。	措置済	令和7年度	より多くの提案が得られるよう、募集方法を工夫。令和７年度事業分は２者から応募があった。	産業人材課
114	第４章	168	意見	【有効性】 医師以外の研修受講者数が少なく、医師以外の受講者がより増えるように委託先に工夫を求めることが望ましい。	措置済	令和8年度	【開催場所及び実施方法の変更】 ・かかりつけ医・歯科医師・薬剤師認知症対応力向上研修の開催場所を、県医師会館内大会議室へ変更した。 ・医師以外の受講者増のため、三師合同研修は、現行の集合研修から、ハイブリッド研修の方式に変更した。	医療福祉連携推進課

No.	章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
115	第４章	169	指摘	【経済性】 　医師の専門性を考慮し、２名の講師を前提とすることは不合理ではないが、２名を予定しながら、講演時間が短時間というのは見直しを求める必要がある。本来求めるべき研修が短時間で実施可能であれば、大規模な予算を確保することなく、必要な範囲での研修となるよう予算の積算根拠等を見直し、最低限の時間などを設定し、費用にみあう研修となるよう再考すべきである。	措置済	令和8年度	【開催場所及び実施方法の変更、開催時間の延長】 ・認知症サポート医フォローアップ研修の開催時間を延長した。（現行75分⇒140分へ） ・開催場所を、県医師会館内大会議室へ変更した。 ・受講者増のため、現行の集合研修から、ハイブリッド研修の方式に変更した。	医療福祉連携推進課
116	第４章	169	意見	【効率性】 　受講の目標人数もなく、受講の形式を指定する必要がないのであれば、受託者である岐阜県医師会において、研修会をＷＥＢ受講にするなど、より受講者の負担軽減を考えた内容を検討することも有意義であることから、受託者との間で開催方法等についてより経済的且つ効率的な実施に向けての協議を行うのが望ましい。	措置済	令和8年度	【目標人数の設定、実施方法の変更】 ・認知症サポート医フォローアップ研修の医師の受講目標人数を55名程度とした。 ・遠方の医師も受講しやすいよう、現行の集合研修から、ハイブリッド研修の方式に変更した。	医療福祉連携推進課
117	第４章	170	意見	【事業経費】 　積算と実績に大きな乖離がある場合、同じ委託内容での委託を行うときは、積算内容を精査するか、受託者側計画などの見直しを求めるのが望ましい。	措置済	令和8年度	過去の実績も参考にしたうえで適切な積算を行い、積算と実績に大きな乖離が出ないよう、積算内容を精査する。 　また、R7年度の研修内容について、ハイブリッド方式での開催への変更等を行い、実施方式を変更した。	医療福祉連携推進課
118	第４章	170	意見	【委託契約（契約内容）】 　契約の履行を確認するためにも、具体的な研修内容を受託者である岐阜県医師会と協議し、目標人数などを定めることが望ましい。	措置済	令和8年度	【目標人数の設定、実施方法の変更】 ・認知症サポート医フォローアップ研修の医師の受講目標人数を55名程度とした。 ・遠方の医師も受講しやすいよう、現行の集合研修から、ハイブリッド研修の方式に変更した。	医療福祉連携推進課
119	第４章	170	指摘	【事業実績報告（提出期限）】 　収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。	措置済	令和7年度	実績報告書に収受印を押印した。今後も押印漏れがないよう徹底する。	医療福祉連携推進課
120	第４章	171	指摘	【事業実績報告（内容の正確性）】 　見積と大きく異なる内容の報告がなされた場合においては、適切な費用支出であるかどうかについて、資料を提出させ検査すべきである。	措置済	令和7年度	R6委託契約においては、支出計画を当初見積から大きく変更する必要が生じた段階で県に報告をさせるとともに、変更内容について詳しく聞き取りを行い、適切な費用支出であるかどうかについて確認した。	医療福祉連携推進課

No.	章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
121	第４章	172	指摘	【事業実績報告（調査確認）】 契約締結段階で、対面による開催が困難な状況の発生が予想されたことから、対面を前提とした研修会場の契約を締結することそのものを見合わせることが考えられた。また、契約を行ったのであれば、委託契約上債務の履行は必要であり、何等の研修等の実績が無いままであれば委託契約においては、対価の支払いを行う必要はなかった。そのような状況であるにも関わらず、委託者である岐阜県及び受託者である医師会双方が再びの感染拡大も予測せず会場のキャンセル料などが発生した段階で、ＷＥＢ開催などの代替手段を検討せず、岐阜県が、キャンセル料だけを負担する変更契約に応じた判断も不当と評価せざるを得ない。このような事態は再び繰り返さないとも限らないことから、緊急事態宣言が予測される同種の状況下における契約の在り方について対応方針を検討すべきである。	措置済	令和8年度	感染症まん延の可能性がある場合には、予め感染が拡大した場合の事業への影響を検討し、まん延時の対応策を盛り込んだうえで契約を締結する。 また、万一、想定外の感染拡大が起こった場合でも、単に事業を中止するのではなく、事業目的に達するための代替手段がないか十分に検討のうえ、その後の対応を決定するよう、対応方針を定めた。	医療福祉連携推進課
122	第５章	175	指摘	【高齢福祉課の事業に関する監査の結果】 定期監査資料の内容は正確に記載すべきである。	措置済	令和7年度	正確に記載するよう確認する。	高齢福祉課
123	第５章	176	意見	【実績報告書の提出期限】 要綱に従い、適正な提出期限までに、完成した実績報告書を提出させるよう運用を改めるのが望ましい。	措置済	令和7年度	令和７年度から、年度内に事業者から別で事業の完了報告を受け、履行確認ができるよう必要な改正を行い、実績報告は翌年度の４月１０日までに行うように取り扱う。	高齢福祉課
124	第５章	176	指摘	【資料の不備】 原本証明の記載のある資料を提出させるべきである。	措置済	令和7年度	令和６年度の実績報告書から、原本証明の提出について係内での複数回チェックを行っている。原本証明が無いもの、日付等の一部記載漏れについては、事業者に修正依頼し、再度提出させている。	高齢福祉課
125	第５章	178	意見	【経済性】 大幅な補正予算における減額措置は、他の事業の有効な予算活用の妨げになりかねない。市町村計画に沿っての予算確保であることからして、市町村の計画について変更がないかを十分に確認し、当初予算段階で不要な予算確保とならぬように、計画的な予算確保を行うようにするのが望ましい。	措置済	令和8年度	当初予算額の根拠資料とする各市町村への所要額調べの際に、要望があった市町村に対して、ヒアリングを行い補助実施の確実性について、確認していくこととする。	高齢福祉課
126	第５章	178	意見	【施設の活用】 補助により施設が整備されたとしても、定員に対する人員が確保できないことによる入居者の受け入れが出来ない問題が大きくなっている。単なる施設整備のみに補助する以外の予算の有効活用も検討するのが望ましい。	措置済	令和8年度	補助金の事前協議に係る現地確認等の際に、職員の採用計画に関するヒアリングを行い、開設後に速やかに定員を充足することを指導していくこととした。	高齢福祉課
127	第５章	181	指摘	【必要資料の徴求】 入札が行われているのであれば、入札の参加通知、入札書、受領書などの各書類の作成が行われているはずであるから、入札が行われた事実確認のため、各書類の徴求を行うべきである。	措置済	令和7年度	入札の資料等を実績報告書の添付資料として提出するように、「岐阜県高齢者施設等防災・減災対策補助金　実績報告添付書類一覧表」を作成し、県ホームページで周知、令和６年度の補助事業に係る実績報告書から、入札資料等の提出を求めている。	高齢福祉課

No.	章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
128	第５章	184	指摘	【事業の遂行（指導監督）】 　高齢福祉課は委託先による催促業務の遂行を確認・監督しなければならないにも関わらず、これが十分なされていなかったと指摘せざるを得ない。 　今後は、委託先において事業の遂行が適切になされているか確認し、報告がなされていない施設については県事務所等へ情報提供を行うなどにより、適切に施設への指導を行うべきである。	措置済	令和7年度	委託先と未提出の事業所に関する情報共有の回数を増やし、高齢福祉課からも提出の催促を行いつつ、各県事務所にも情報共有を行い、適切に指導を行うように依頼する。	高齢福祉課
129	第５章	184	意見	【事業費の名称】 　名称に「介護サービス情報公開」という文言を入れるなど、介護サービス利用者等に向けて介護サービス等の情報を公開するという事業目的に則した名称に変更することが望ましい。	措置済	令和7年度	令和８年度当初予算での事業費の名称において、介護サービス等の情報公開の事業目的に即した名称変更を検討し、要求を行う。	高齢福祉課
130	第５章	190	意見	【有効性】 　前年度におけるニーズ調査の結果を踏まえながら、ＩＣＴ機器等の導入状況や必要性、導入計画を立てるに当たり支障となり得る事情を考慮し、事業の周知方法（既存の周知手段以外の媒体を利用する可能性や周知の時期・期間等）について再度検討するのが望ましい。	措置済	令和7年度	申請受付にあたっては適切な募集期間を設定し、補助対象の施設へ、文書やメール等で案内するなど、積極的に補助金を活用するよう取り組む。（本補助金は令和７年度より廃止）。	高齢福祉課
131	第５章	190	指摘	【検証（事業評価調書）】 　事業評価調書には、当該補助金に対応した正しい内容を記載すべきである。	措置済	令和7年度	事業評価調書に正確な内容を記載する。 （本補助金は令和７年度より廃止）	高齢福祉課
132	第５章	197	指摘	【事業実績報告書（提出期限）】 　事業実績報告書の受領した日に収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。	措置済	令和7年度	「介護ロボット導入促進事業費補助金」の後継である「介護テクノロジー定着支援事業費補助金」において、令和６年度の事業実績報告書から、受領した日に収受印を押印し、提出日を明確にすることを徹底した。	高齢福祉課
133	第５章	205	意見	【事業経費】 　委託契約の個別の委託項目内で、必要な経費を予め具体的に積算しながら、各項目に対して一般管理費を計上するのは、二重の経費計上になっている可能性が存在する。各経費の積算の仕方を見直し、必要性のない一般管理費を削除するなど適切な委託契約となるように見直すのが望ましい。	措置済	令和7年度	令和７年度の委託契約より、積算時において一般管理費を削除し、会計事務職員人件費、消耗品等必要な経費をそれぞれの科目に計上している。	地域福祉課
134	第５章	214	意見	【岐阜県の取組状況】 　現状、県の取組としては、広域的な活動などには不十分な点が存在し、後述のとおり、現状の利用実態から推察される利用状況からすれば、より積極的な取組が必要な状況であると考えられる。後見制度の推進の第一次主体は市町村であるものの、市町村のみでは十分な推進が困難な場合もありうることから、県においても自らの取組を実施し、成年後見制度の利用促進を図ることが望ましい。	措置済	令和7年度	令和６年度中に当面の県の取組みを見据えたロードマップを作成した。このロードマップに基づき、今年度「岐阜県成年後見制度利用促進協議会」を新たに設置し、６月に第１回の協議会を開催したところである。協議会においては、今後の県の取組み方針等を協議し、成年後見制度の利用促進を図っていく。	地域福祉課
135	第５章	220	指摘	【交付申請】 　交付申請書の提出期限は、補助金交付の前提となる重要な期日となることから、正確な記録とするため文書等の記録の残る方法により通知すべきである。	措置済	令和7年度	令和６年度においては、交付申請書の提出期限を文書で通知している。	医療福祉連携推進課

No.	章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
136	第５章	221	指摘	【事業実績報告（提出期限）】 提出期限が遵守されているかを確認するためにも、交付申請書や実績報告書に収受印を押印し、提出日を明確にすべきである。	措置済	令和7年度	実績報告書に収受印を押印した。今後も押印漏れがないよう徹底する。	医療福祉連携推進課
137	第５章	223	指摘	【実績報告書の不備】 実績報告の内容は、補助金が交付目的に沿った利用をされているかを確認するための重要な資料であり、正しい利用の実績を確認するためにも、正確な実績を記載した報告書の提出を求めるべきである。	措置済	令和7年度	実績報告書に正確な実績を記載するよう補助事業者を指導した。	医療福祉連携推進課
138	第５章	223	指摘	【事業報告日にかかる確認の不足】 提出されていた実績報告書のみでは、実績報告書の提出期限が遵守されていないため、報告書が提出された時点において、提出期限を徒過している恐れがある場合には、補助事業者に対し、聞き取り等の調査を行うか、適切な実績報告書を提出するよう指示すべきである。	措置済	令和7年度	補助事業の進捗状況を随時確認し、実績報告書の提出期限を遵守するよう補助事業者を指導した。	医療福祉連携推進課
139	第５章	224	意見	【補助事業の充実度の差異】 補助金の効果的な活用のため、よりよい活用方法を他の指定医療機関が参考にすることができるよう、補助金の活用の指針を定めることや、県として推奨する補助金活用の参考例の情報を補助対象事業者に対し、共有することが望ましい。	措置済	令和7年度	補助金の効果的な活用について、令和６年度実績報告時に個別に注意喚起を実施した。 令和７年５月１３日開催の認知症疾患医療センター担当者会議にて、包括外部監査の指摘・指導内容及び補助対象の具体例について説明し、適正な事業執行を求めた。また、各センターの取組事例について情報共有を行った。	医療福祉連携推進課
140	第５章	225	意見	【補助金の交付対象】 委員会や連絡協議会の構成員や定期的なオブザーバーとして介護分野からの参加者を交えての意見聴取や介護分野との協議を行う事業を実施するなど参加も行えるように、医療と介護サービスが連携して提供される体制づくりという目的達成に向けて、より効果的な事業となるよう交付対象事業の活用を検討することが望ましい。	措置済	令和7年度	R6において、地域医師会在宅医療担当理事連絡協議会を、地域包括支援センターの職員や介護支援専門員も含めて実施した。 今後も、在宅医療・介護の連携・強化を図るため、介護分野からの意見を取り入れ、事業を実施するよう補助事業者を指導した。	医療福祉連携推進課
141	第５章	226	意見	【実績報告書の記載】 事業費のまとめ資料によれば、在宅医療サポート窓口にかかる事業については、相談支援員を設置する費用も計上されておらず、窓口業務実施内容が不明瞭である。したがって、実績報告書には「在宅医療サポート窓口（相談件数128件）」における相談結果の概要についての資料の添付を求めるのが望ましい。	措置済	令和7年度	補助事業者に対して、R6実績報告書への在宅医療サポート窓口における相談結果の概要についての資料を添付するよう指示した。 今後も同様の資料を添付するよう補助事業者を指導した。	医療福祉連携推進課
142	第５章	227	意見	【地域医師会在宅医療担当理事連絡協議会の報告】 現在の報告書では、どのような連携が図られたのかの実質が確認できないと思われる。医療と介護の連携というテーマについては、具体論が伴わないと何を目指しているかも分からないことから、医療・介護に関する意見交換や協議を行ったのであれば、その内容や進捗状況を示す議事録等の具体的な資料の添付を求めるのが望ましい。	措置済	令和7年度	補助事業者に対して、地域医師会在宅医療担当理事連絡協議会の内容や進捗状況を示す議事録等の具体的な資料の実績報告書への添付を指示した。 今後も同様の資料を添付するよう補助事業者を指導した。	医療福祉連携推進課

No.	章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
143	第５章	227	指摘	【実績報告書の誤記】 実績にかかる資料であり、正確に記載させるべきである。	措置済	令和7年度	R6実績報告において、内容を正確に記載するよう補助事業者を指導するとともに、県における内容チェックを徹底した。	医療福祉連携推進課
144	第５章	229	意見	【事業実績報告（調査確認）】 補助金の原資が税金である以上、補助金の合計金額が同じであれば問題ないとは言い切れず、その補助金が何にいくら使われたのかということも大切であると考える。従って、その使途が交付申請時と実績報告時で異なっているのであれば、その理由を事業者に確認し、その正当性を慎重に判断するのが望ましい。	措置済	令和7年度	R6の実績報告の審査にあたり、交付申請時と実績報告時で大きく異なっていた支出（在宅医育成研修事業　人件費）についてその理由を事業者にヒアリングし、適切な支出であることを確認した。	医療福祉連携推進課
145	第５章	230	意見	【補助金額の変更】 事業内容の大幅な変更がなされているにもかかわらず、予算要求資料への記載がなく、補助金の使途が、岐阜県医師会と協議を行った担当課の裁量に委ねられている状況である。財政民主主義の観点から、事業内容の変更点を予算要求資料及び事業評価書に記載し、議会を経て県民に周知することが望ましい。	措置済	令和7年度	事業内容を変更した際には、予算要求資料及び事業評価書に記載することを課内で徹底した。	医療福祉連携推進課
146	第５章	233	意見	【有効性】 令和３年度以降アクセス数が減少傾向にあるところからして、システム構築の効果が弱まっているとも考えられる。今後も在宅医療の実施などの必要性に答えるため、より多くの利用がなされるように、システムの周知などを行うのが望ましい。	実施中		はやぶさネットの利用率向上を図るため、補助事業者において、はやぶさネット利用者や関係機関等からの問い合わせへの対応として医療機関検索ページの改修を行った。 また、医療介護関係者に対してはやぶさネットの活用状況改善や利便性向上に向けたアンケート調査等を実施するよう、補助事業者に指導した。 当該アンケート調査の結果、はやぶさネットの認知度が低いことが明らかとなったため、今後は在宅医療関連の研修会においてチラシ配布を行うなど、周知・啓発の強化を図る。	医療福祉連携推進課
147	第５章	234	意見	【経済性】 ２社に依頼することで、過大に保守料が発生している可能性があるが、その金額がどの程度であるのかの資料が保管されておらず、合理的な判断がなされているかの検証が出来ない状況である。可能であれば１社にまとめることを検討するなど、合理的な運用を検討するのがよいと考える。過去の判断をただ励行するのではなく、過去の判断を行った際の資料を保管しながら定期的な見直しを行うことが望ましい。	実施中		補助事業者に対し、はやぶさネットの保守事業者を１社にまとめることを検討する等、合理的な運用を検討し、結果を県に報告するよう指導した。 今後、補助事業者とサーバー運用業者とで面談を行い、業務の集約および一社への一本化について検討を進めていく。	医療福祉連携推進課
148	第５章	234	意見	【効率性】 両補助金は、共に同じシステム運用のための補助金であることから、予算編成上二つに分ける意義もないことから、統一して支出を確認し、不要な予算確保にならぬよう、予算評価を行うのが望ましい。	実施中		令和８年度当初予算より、２つの補助金を統合し予算の要求をすることを検討した。令和９年度に予定している事業見直しの機会を捉え、当該補助金の統合について検討を進めるものとする。	医療福祉連携推進課

No.	章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
149	第６章	240	指摘	【成年後見利用】 施設利用者の中で認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅢ以上の利用者は、成年後見制度の利用が想定される意思能力であると考えられるが、実際の利用者は３人とあまりに利用がなされていない実態が存在する。 成年後見制度の利用そのものは必ずしも義務ではないものの、そのような実態を確認しながら親族等に成年後見制度利用を促さなければ、利用が促進されることはない。成年後見制度の利用を促進すべく各利用者の状況を確認して、必要であれば市町村申立などを活用して、成年後見制度利用を促すべきである。	措置済	令和8年度	【高齢福祉課】 成年後見制度の活用のため、施設の対応状況を随時確認していく。 【岐阜県福祉事業団】 成年後見制度の理解や活用に関して、情報提供を行っている。	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団
150	第６章	241	指摘	【成年後見人の確認】 成年後見人であるかどうかは、家庭裁判所の審判や後見登記の有無で判断できることから、選任の事実を確認するため審判書等の提出を求め、その写し等を保管すべきである。	措置済	令和7年度	【岐阜県福祉事業団】 成年後見人を付けている方に対し、後見登記の写し等を提供して頂き、契約書類と共に保管することとした。	岐阜県福祉事業団
151	第６章	241	指摘	【契約書の不備】 施設利用者との契約書については、日時の記載や押印欄の忘れ等の記載漏れがないように文書の正確な作成を行うべきである。	措置済	令和7年度	【岐阜県福祉事業団】 契約書の決裁に際に、チェック体制を強化（ダブルチェック等）し、契約日の記載漏れや押印漏れ等がないよう職員へ周知徹底した。	岐阜県福祉事業団
152	第６章	242	指摘	【指定管理者の表示】 寿楽苑のパンフレットに、寿楽苑が指定管理者により管理・運営されている施設であることを示すための、指定管理者名等の表示をすべきである。	措置済	令和7年度	【高齢福祉課】 パンフレットに「岐阜県立寿楽苑は、指定管理者である岐阜県福祉事業団が管理・運営を行っています。」と記載されていることを確認した。 【岐阜県福祉事業団】 パンフレットを更新し、指定管理者として管理運営している施設であることを明記した。	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団
153	第６章	242	指摘	【備品台帳との相違】 備品の正確な管理のためにも、誤記は速やかに修正し、備品の正確な管理のため、備品台帳と実物の相違は直ちに解消すべきである。	措置済	令和8年度	【高齢福祉課】 8月14日に行った現物実査で、全ての備品の保管状況を確認した。併せて台帳と備品に貼ってある管理シール上の名称の突合を行い、適正な備品管理への対応を行った。 【岐阜県福祉事業団】 県と調整して作業を進めた。	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団
154	第６章	243	指摘	【管理シール】 県有物品と岐阜県福祉事業団の保有物品との違いを明確にするためにも、管理シール等を徹底すべきである。	措置済	令和8年度	【高齢福祉課】 8月14日に行った現物実査で、全ての備品の保管状況を確認した。併せて管理シールを再作成し、適正な備品管理への対応を行った。 【岐阜県福祉事業団】 当法人の「経理規程」及び「経理規程細則」第50条(現物管理)に沿って、固定資産物品整理票を表示する等により適正に管理した。	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団

No.	章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
155	第６章	243	指摘	【未使用物品】 　物品としては高価品であることから安易な処分は妥当ではないが、双方で物品の活用等について十分協議し、最早活用の余地がないのであれば処分等を行うべきである。	措置済	令和7年度	【高齢福祉課】 　岐阜県立寿楽苑の管理に関する基本協定書及び岐阜県会計規則に基づき、本物品の廃棄の承諾を行った。 【岐阜県福祉事業団】 　廃棄に向けた作業を進めている。	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団
156	第６章	244	意見	【現金出納帳の確認印】 　当月の現金出納帳は、「係員」「出納員」「会計責任者」が翌月最初の営業日に確認し、押印するのが望ましい。	措置済	令和7年度	【岐阜県福祉事業団】 　「係員」「出納員」「会計責任者」の決裁印がなかったものは、全て押印した。	岐阜県福祉事業団
157	第６章	245	意見	【事業経費】 　施設管理に多額の支出を要することは今後も変わりがないことから、公費の支出が有効に機能するためにも、指定管理者における施設の職員確保は急務である。指定管理者と協議を行い、県としての人材確保事業を活用するなどして、一日でも早い人材確保を実現するよう指定管理者への指導または支援を行うことが望ましい。	措置済	令和7年度	人材確保のために、苑や事業団では次のような取組みを行った。 【法人全体の取り組み】 ・正規職員を対象に定期人事意向調査とは別に飛騨寿楽苑での勤務希望者を募集 ・外国人介護人材の受入れによる職員確保 ・職員給料引き上げによる職員確保　　等 【飛騨寿楽苑の取り組み】 ・福祉援助員（月額支給、賞与等の待遇が良い）の拡充 ・ハローワークや地域雑誌等への求人掲載、飛騨市等への求人広告配布等による給料引き上げ後の積極的な職員募集の実施 ・夜間勤務体制を「8H」から「8H又は16H」の選択制へ変更 ・ICT機器導入のためのWi-Fi環境の整備等の業務効率化の推進 　県は、取組みの実施状況について、今後も確認していく。 ※実施時期は上記「法人全体の取組み」等の開始時期を記載	高齢福祉課
158	第６章	250	指摘	【事業経費】 　研修センターの事業内容に比して、３名の常駐職員が必要であるか、早急に再検討し、仮に３名の常駐職員が必要不可欠ということであれば、法定研修以外の業務の充実も検討した上で、同じ場所で行う介護・実習普及センターの職員用の３名との相乗効果も含めて、運営の経済性・効率性を高める方法を検討すべきである。	措置済	令和8年度	令和６年度の委託業務の実績も踏まえ、令和７年度中に介護研修センター及び介護実習・普及センターの両センターにおける必要な業務人量を検証のうえ、両センターのあり方、人件費の合理化、運営の経済性・効率性を高める方法について検討を進める。 ※研修センターの必要人員数を再検討した結果、委託する事業内容を実施するには３名の人員が不可欠であると考える。また、介護研修センター及び介護実習・普及センターの人員はすでに流動的に事業を担当しており、人件費の効率化は図られている。一方で、令和７年度から両センター分をそれぞれ締結していた契約を統合し、事務の合理化を図った。さらに、両センターがそれぞれ実施する研修を組み合わせた体系づくりや周知などを実施することとし、相乗効果を図っていく。	高齢福祉課

No.	章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
159	第６章	251	指摘	【委託契約（随意契約理由）】 　他団体の適性も十分考慮した上で、随意契約を認めると判断する理由を再度検討し、十分な理由の有無を記載すべきである。	措置済	令和8年度	他で実施可能な団体の有無や適性の調査を実施し、契約の内容と選定方法の再検討を行い、そのうえで他で代替可能でないとする場合は、その随意契約の理由を明確にする。 ※委託する事業内容を実施するためには、介護に関する高度な知識と現場経験、さらには研修の運営ノウハウ及び人材を有している必要がある。これらを有する団体は県内では、岐阜県社会福祉事業団のほかには無く、随意契約とすることは適切であると考える。そのため、随意契約とする理由を明確に記載する。	高齢福祉課
160	第６章	252	指摘	【手数料以外の費用の徴収】 　手数料と資料代の在り方を見直し、これまで資料代を決定してきた過去の経緯も含め、前述の県における人件費負担の実情等も加味し、受講者にとって適切な負担額を速やかに見直すべきである。	措置済	令和8年度	法定研修の受講者から徴する実費（資料代及び見学実習費）について、見学実習費の費用負担の必要性及び資料の作成方法を整理し、適切な負担額となるよう見直すこととした。	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団
161	第６章	256	意見	【展示方法】 　本事業が、一般の県民向けに福祉用具の普及を目指すのであれば、同じ岐阜寿楽苑内であっても、もっと目立つ場所に展示するか、研修受講者以外にも実際の福祉用具を体験する機会を用意するなど、研修受講者以外のより広く多くの人が展示場所を利用するよう指導することが望ましい。	措置済	令和7年度	寿楽苑の建物の構造上、建物内の他の場所に展示物を移動させることは困難である。また、別の建物などに新たに設ける場合は、別途費用や人員が必要となるため難しい。 　一方で、一般の県民の方がより利用しやすいようにするため、ホームページに職員が説明可能な日時を公開し、予約申込フォームを作成するよう指示する。	高齢福祉課
162	第６章	257	意見	【研修の受講者数】 　介護実習の「普及」を目指すのであれば、より広く一般向けの研修を多く開催し、その開催を県民に広く周知することが望ましい。	措置済	令和7年度	令和６年度の実績も踏まえ、ニーズや必要性などを考慮し、開催する研修のテーマを再検討し実施する。また、その際には県庁HPでの周知などさらなる広報を行う。	高齢福祉課
163	第６章	258	指摘	【事業経費】 　現状、同じ岐阜県福祉事業団に類似の事業を委託しているのであれば、当該状況を有効活用し、両センターの事務量を総合して必要な人件費を計算に入れるなどの、人件費の合理化を検討するか、現状の人員配置を利用して、より多くの介護の普及に関する事業を実施すべきである。	措置済	令和8年度	令和６年度の委託業務の実績も踏まえ、令和７年度中に介護研修センター及び介護実習・普及センターの両センターにおける必要な業務人量を検証のうえ、両センターのあり方、人件費の合理化、運営の経済性・効率性を高める方法について検討する。 ※介護実習・普及センターの必要人員数を再検討した結果、委託する事業内容を実施するには３名の人員が不可欠であると考える。また、介護研修センター及び介護実習・普及センターの人員はすでに流動的に事業を担当しており、人件費の効率化は図られている。一方で、令和７年度から両センター分をそれぞれ締結していた契約を統合し、事務の合理化を図った。さらに、両センターがそれぞれ実施する研修を組み合わせた体系づくりや周知などを実施することとし、相乗効果を図っていく。	高齢福祉課

No.	章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
164	第６章	263	指摘	【施設利用】 　現状、必要な人員が確保できていない事により施設が利用者の受け入れを行えない状況は、受託者による基本協定書に定めた義務が履行できていない状況である。人員の確保そのものは、現在の人手不足の流れからやむを得ない面があるにせよ、このような状況は公共施設としての利用を妨げる結果であり、一日でも早く人員を確保し受入れ可能となるよう受託者と協議し、状況改善を実現すべきである。	措置済	令和7年度	【高齢福祉課・岐阜県福祉事業団】 　人材確保のために、苑や事業団では次のような取組みを行った。 【法人全体の取り組み】 ・正規職員を対象に定期人事意向調査とは別に飛騨寿楽苑での勤務希望者を募集 ・外国人介護人材の受入れによる職員確保 ・職員給料引き上げによる職員確保　　等 【飛騨寿楽苑の取り組み】 ・福祉援助員（月額支給、賞与等の待遇が良い）の拡充 ・ハローワークや地域雑誌等への求人掲載、飛騨市等への求人広告配布等による給料引き上げ後の積極的な職員募集の実施 ・夜間勤務体制を「8H」から「8H又は16H」の選択制へ変更 ・ICT機器導入のためのWi-Fi環境の整備等の業務効率化の推進 　県は、取組みの実施状況について、今後も確認していく。 ※実施時期は上記「法人全体の取組み」等の開始時期を記載	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団
165	第６章	264	指摘	【成年後見利用】 　施設利用者の中で認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅢ以上の利用者は、成年後見制度の利用が想定される意思能力であると考えられるが、実際の利用者は３人とあまりに利用がなされていない実態が存在する。 　成年後見制度の利用そのものは必ずしも義務ではないものの、そのような実態を確認しながら親族等に成年後見制度利用を促さなければ、利用が促進されることはない。成年後見制度の利用を促進すべく各利用者の状況を確認して、必要であれば市町村申立などを活用して、成年後見制度利用を促すべきである。	措置済	令和8年度	【高齢福祉課】 　成年後見制度の活用のため、施設の対応状況を随時確認していく。 【岐阜県福祉事業団】 　成年後見制度の理解や活用に関して、情報提供を行っている。	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団
166	第６章	265	指摘	【成年後見人の確認】 　成年後見人であるかどうかは、家庭裁判所の審判や後見登記の有無で判断できることから、選任の事実を確認するため審判書等の提出を求め、その写し等を保管すべきである。	措置済	令和7年度	【岐阜県福祉事業団】 　成年後見人を付けている方に対し、後見登記の写し等を提供して頂き、契約書類と共に保管した。	岐阜県福祉事業団
167	第６章	265	指摘	【契約書の不備】 　施設利用者との契約書については、日時の記載や押印欄の忘れ等の記載漏れがないように文書の正確な作成を行うべきである。	措置済	令和7年度	【岐阜県福祉事業団】 　契約書の決裁に際に、チェック体制を強化（ダブルチェック等）し、契約日の記載漏れや押印漏れ等がないよう周知徹底した。	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団

No.	章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
168	第６章	265	指摘	【職員全体会】 　職員全体会は、職員の意識統一のための会であり、年間において限られた回数しか定めていないのであれば、安易に変更することは認め難い。事業計画に定めた内容は、計画通りに事業を行うべきであり、当初の計画段階で異なる活動を予定していたのであれば、明確に記載し、年度途中で変更するのであれば変更計画書を提出すべきである。	措置済	令和7年度	【岐阜県福祉事業団】 　職員全大会の開催について、環境・状況に応じた計画を策定した。事業計画の変更が生じた場合は、県へ変更協議が必要なことを職員全体へ周知徹底した。	岐阜県福祉事業団
169	第６章	266	指摘	【経営委員会の開催】 　現在の要綱を前提とする場合、書面決議はそもそも認められないと考えられる。要綱において書面決議を認める旨定めるか、要綱どおり委員会を実際に招集して開催し、利用者の意見等を踏まえた経営委員会を開催すべきである。	措置済	令和7年度	【岐阜県福祉事業団】 　経営委員会に係る要綱を改正し、書面決議による開催も可能なことを明記した。	岐阜県福祉事業団
170	第６章	266	指摘	【管理シール】 　県有物品と岐阜県福祉事業団の保有物品との違いを明確にするためにも、管理シール等を徹底すべきである。	措置済	令和7年度	管理シールの貼り付けを徹底した。	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団
171	第６章	267	意見	【備品の取扱いの違い】 　岐阜県福祉事業団が購入した物品については、「備品に代わる物」として購入したかどうかで、県の管理物件の備品に準じて取扱いを行うこととなるため、取扱いの疑義が生じることのないように、岐阜県福祉事業団の購入物品も５万円を超える物品については備品として管理するのが望ましい。	措置済	令和8年度	令和８年度以降の指定管理業務において、県会計規則の改正を踏まえ、備品として管理する物品の価格を県と同様に10万円を超えるものとした。	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団
172	第６章	267	意見	【美術品】 　高価な美術品を高齢者施設に用いる事は有益であると考えるが、利用者や来館者の目に触れてこそ価値があると考える。いずれも100万円以上の価値がある高価な美術品であることから、美術品の保管状況に注意しつつ、施設利用者等の多くの人の目に触れるよう、設置場所を工夫することが望ましい。	措置済	令和7年度	【高齢福祉課】 　施設利用者等の多くの人の目に触れる場所に、美術品等を設置したことを確認した。 【岐阜県福祉事業団】 　施設利用者等の多くの人の目に触れる場所に設置場所を移した。	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団
173	第６章	268	指摘	【未使用物品】 　物品としては高価品であることから安易な処分は妥当ではないが、双方で物品の活用等について十分協議し、最早活用の余地がないのであれば処分等を行うべきである。	措置済	令和8年度	【高齢福祉課】 　岐阜県立飛騨寿楽苑の管理に関する基本協定書及び岐阜県会計規則に基づき、本物品の廃棄の承諾を行った。 　※以前、廃棄には高額な費用を要するということだったが、別業者からの見積の結果、想定していたよりも非常に安価な価格で廃棄することができることが判明したため、施設負担により廃棄を行うことで調整。 【岐阜県福祉事業団】 　廃棄に向けた作業を進めている。	高齢福祉課・岐阜県福祉事業団

No.	章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
174	第６章	268	指摘	【寄附物品】 　物品の価格が５万円を超える物については、県の保有資産に準じて管理を行うべきである。	措置済	令和7年度	【岐阜県福祉事業団】 　指摘内容を踏まえて、法人内で備品管理の基準について検討、介護物品等が多くあり、管理の業務が膨大になる等の理由により、従前のままとする。	岐阜県福祉事業団
175	第６章	269	意見	【岐阜県福祉事業団が指定管理者でなくなる場合の物品処分について】 　岐阜県福祉事業団が指定管理者でなくなっても、次の指定管理者により速やかに事業を継続することができるよう、岐阜県福祉事業団が事業において使用している事業団保有の物品について、県が優先して買い取り（引き取り）交渉ができるような規定を整えることが望ましい。	措置済	令和8年度	令和８年度以降の指定管理業務において、指定管理期間が終了するときは、物品の取扱いについて協議することとした。	高齢福祉課
176	第６章	269	指摘	【事故報告】 　病院受診を要すると判断し受診させた事故については、適切な事故報告となるように、担当者において、報告基準を再度確認し、管轄市及び県に対して事故報告を適切に行うべきである。	措置済	令和7年度	【岐阜県福祉事業団】 　「岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」及び県及び管轄市の定める「事故発生時の報告事務取扱要領」を遵守し、適切な事故報告を行うよう職員へ周知徹底した。	岐阜県福祉事業団
177	第６章	270	指摘	【事故の記録】 　施設内事故の検討及び記録は、次の事故発生を防止するために重要な取り組みである。確認不足等により検討を怠らないように普段の記録管理を徹底すべきである。	措置済	令和7年度	【岐阜県福祉事業団】 　事故防止検討委員会の実施前に、提出された事故等発生報告書とケアカルテ（記録ソフト）の記録を確認し、委員会において確認漏れがないよう職員へ周知徹底した。	岐阜県福祉事業団
178	第６章	270	意見	【検討委員会の議事録】 　内容などから他の資料等で事故の発生日時等は確認できるものの、後日の検証の際に何時の事故かが曖昧になりかねない。事故発生報告書等との対応関係を明確にするためにも、議事録には具体的な事故発生日時も記載するのが望ましい。	措置済	令和7年度	【岐阜県福祉事業団】 　事故防止検討委員会において、発生した事故について検討を行った際には、具体的な事故発生日時を記載するよう職員へ周知徹底した。	岐阜県福祉事業団

No.	章	記載頁	種類	内容	進捗状況	措置報告年度	措置の内容	担当所属
179	第７章	288	意見	岐阜県や成年後見制度に関与する担当課に対しては、市町村支援の在り方を見直し、成年後見制度の利用促進がなされるよう積極的な取組を行うことが望ましいと意見する。 特に、成年後見制度というのは、本来的には、本人の利益のためにある制度であり、その利益となる制度が使われていないということ自体が、果たして妥当なのかを考えるべきであり、岐阜県としては、第一次的には市町村が担うべきとしても、県内の状況を把握することが可能な立場であることを踏まえれば、知り得た情報を活用し高齢者の権利擁護の観点から、岐阜県として行うべき事を確認し、より一層注力して欲しいと考える。 少なくとも県内の市町村からすれば、介護事業等について岐阜県に対して様々意見や指導を求めるところであり、岐阜県の対応を一つの模範と捉えていると考える。 そのため、県有施設での運営などにおいては、他の施設の模範となるような現状を踏まえた成年後見への取組を示すなどの方法も検討することが重要であると考える。 更に、介護事業所に関わる際には、成年後見制度を利用しないことによる、利用者本人のリスクを伝え、時には財産管理に関与しない施設側にとっても、成年後見制度が問題を解決する有効な手段であることを紹介するなど、利用者や施設運営者双方にとっての利益となることを伝えるなどの活動が、成年後見制度の適切な利用に繋がると考える。	措置済	令和7年度	【高齢福祉課】 成年後見制度の利用促進に向けて、岐阜県福祉事業団（県立寿楽苑、県立飛騨寿楽苑の指定管理者）では、市町村等の関係機関と連携しながら制度の理解や活用に関して情報提供を行っていくこととしており、県はその取組状況を確認し支援していく。 また、県立施設以外の高齢者施設については、例年1月に実施の集団指導等の機会を活用して施設関係者に対する成年後見制度の理解促進を図る。	高齢福祉課・地域福祉課・県事務所
180	第７章	294	意見	人材確保の事業そのものは、現在の全国的な人手不足の状況を考慮すれば必ずしも容易ではなく、必ずしも有効な手法があるとは分からない側面があるが、そのような側面があるからこそ、その効果検証が必要不可欠である。 間接的な影響を前提に事業を計画している場合においては、安易に事業の内容をそのまま継続することなく、特にその効果が実際に人材確保に効果があるかどうかを常に検証し、見直しを続けることが望ましい。	措置済	令和8年度	令和８年２月２日に開催した岐阜県高齢者安心計画作成・推進会議にて、「数値目標」の達成状況に合わせて、実施状況をふまえて「関連事業」の効果についても意見の聞き取りを実施した。 その他個別に検証の必要性について指摘を受けた事業（No70、No80）については、それぞれの項目にて措置状況を記載。	高齢福祉課・地域福祉課・医療福祉連携推進課
181	第７章	300	意見	医師を中心とした各関係団体の存在は、在宅医療と介護の連携を確保する意味で重要であることは理解するが、それだけに多くの場面で公費が支出されており、個々の事業費が積み上がると大きな支出となってしまう。これらの予算を適切に執行するにあたって支出先の工夫は重要であり、公費の支出について疑念が生じないよう、適切な支出内容の確認等をより徹底するのが望ましい。	措置済	令和7年度	補助事業者や受託者における支出の内容が、補助金交付要綱や委託業務仕様書に照らして適切かどうかはもちろんのこと、有効性・経済性・公平性の観点からも適切な支出となっているか、確認等をより徹底した。	医療福祉連携推進課